

新	旧
<p>(表紙)</p> <p>長野市歴史の風致維持向上計画</p> <p>平成30年3月 長野市</p>	<p>(表紙)</p> <p>長野市歴史の風致維持向上計画</p> <p>平成29年3月 長野市</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(目次 ii)</p> <p>(3) 市指定等の文化財 (4) 指定等以外の文化財</p> <p>第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致 61</p> <p>1 善光寺周辺地域 63</p> <p>(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致 (2) 弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致 (3) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致</p> <p>2 戸隠地域 99</p> <p>(1) 戸隠神社の式年大祭にみる歴史的風致 (2) 戸隠信仰と戸隠古道にみる歴史的風致</p> <p>3 松代地域 121</p> <p>(1) 水路と庭園にみる松代城下町の歴史的風致 (2) 祭礼にみる松代城下町の歴史的風致 (3) 大室古墳群にみる歴史的風致</p> <p>4 若穂川田地域 144</p> <p>(1) 街道と川田宿にみる歴史的風致</p> <p>5 鬼無里地域 149</p> <p>(1) 白鷺神社と祭礼にみる歴史的風致 (2) 鬼無里神社の祭礼と町屋にみる歴史的風致 (3) 諏訪神社の御柱祭にみる歴史的風致</p> <p>第4章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針 163</p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 165</p> <p>(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する課題 (2) 伝統技術の継承に関する課題 (3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する課題 (4) 伝統的な祭礼等の継承に関する課題 (5) 文化財や伝統的祭礼等を活用した観光や情報発信に関する課題 (6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する課題</p> <p>2 歴史的風致の維持及び向上に係る既存の計画 169</p> <p>(1) 長野市総合計画 (2) 長野市都市計画マスタープラン (3) 長野市景観計画 (4) 長野市中心市街地活性化基本計画</p> <p>3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 182</p> <p>(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する方針</p>	<p>(目次 ii)</p> <p>(3) 市指定等の文化財 (4) 指定等以外の文化財</p> <p>第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致 61</p> <p>1 善光寺周辺地域 63</p> <p>(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致 (2) 弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致 (3) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致</p> <p>2 戸隠地域 99</p> <p>(1) 戸隠神社の式年大祭にみる歴史的風致 (2) 戸隠信仰と戸隠古道にみる歴史的風致</p> <p>3 松代地域 121</p> <p>(1) 水路と庭園にみる松代城下町の歴史的風致 (2) 祭礼にみる松代城下町の歴史的風致 (3) 大室古墳群にみる歴史的風致</p> <p>4 若穂川田地域 144</p> <p>(1) 街道と川田宿にみる歴史的風致</p> <p>5 鬼無里地域 149</p> <p>(1) 白鷺神社と祭礼にみる歴史的風致 (2) 鬼無里神社の祭礼と町屋にみる歴史的風致 (3) 諏訪神社の御柱祭にみる歴史的風致</p> <p>第4章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針 163</p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 165</p> <p>(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する課題 (2) 伝統技術の継承に関する課題 (3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する課題 (4) 伝統的な祭礼等の継承に関する課題 (5) 文化財や伝統的祭礼等を活用した観光や情報発信に関する課題 (6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する課題</p> <p>2 歴史的風致の維持及び向上に係る既存の計画 169</p> <p>(1) 第四次長野市総合計画後期基本計画(平成24年度～28年度) (2) 長野市都市計画マスタープラン (3) 長野市景観計画 (4) 第二期長野市中心市街地活性化基本計画</p> <p>3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 178</p> <p>(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する方針</p>
- iii -	- ii -

■新旧対照表

新	旧
<p>(目次 iii)</p> <p>(2) 伝統技術の継承に関する方針 (3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する方針 (4) 伝統的な祭礼等の継承に関する方針 (5) 文化財や伝統的な祭礼等を活用した観光や情報発信に関する方針 (6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する方針</p> <p>4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携並びに推進体制 185</p> <p>第5章 重点区域の位置及び範囲 187</p> <p>1 重点区域の位置 189</p> <p>2 重点区域の範囲 193</p> <p>(1) 善光寺・戸隠地区 (2) 松代・若穂川田地区 (3) 鬼無里地区</p> <p>3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果 205</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携 206</p> <p>(1) 長野市の都市計画との連携 (2) 長野市景観計画との連携 (3) 長野市屋外広告物条例との連携 (4) 上信越高原国立公園戸隠地域戸隠管理計画区との連携 (5) 長野市農業振興地域整備計画との連携 (6) 長野市伝統環境保存条例との連携 (7) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例との連携</p> <p>第6章 文化財の保存及び活用に関する事項 229</p> <p>1 長野市全体にわたる方針 231</p> <p>(1) 文化財の保存活用の現状と今後の方針 (2) 文化財の修理に関する方針 (3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針 (8) 文化財の保存活用に係る長野市教育委員会の体制 (9) 文化財の保存活用に關わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の方針</p> <p>2 重点区域に関する事項 236</p>	<p>(目次 iii)</p> <p>(2) 伝統技術の継承に関する方針 (3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する方針 (4) 伝統的な祭礼等の継承に関する方針 (5) 文化財や伝統的な祭礼等を活用した観光や情報発信に関する方針 (6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する方針</p> <p>4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携並びに推進体制 181</p> <p>第5章 重点区域の位置及び範囲 183</p> <p>1 重点区域の位置 185</p> <p>2 重点区域の範囲 189</p> <p>(1) 善光寺・戸隠地区 (2) 松代・若穂川田地区 (3) 鬼無里地区</p> <p>3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果 201</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携 202</p> <p>(1) 長野市の都市計画との連携 (2) 長野市景観計画との連携 (3) 長野市屋外広告物条例との連携 (4) 上信越高原国立公園戸隠地域戸隠管理計画区との連携 (5) 長野市農業振興地域整備計画との連携 (6) 長野市伝統環境保存条例との連携 (7) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例との連携</p> <p>第6章 文化財の保存及び活用に関する事項 225</p> <p>1 長野市全体にわたる方針 227</p> <p>(1) 文化財の保存活用の現状と今後の方針 (2) 文化財の修理に関する方針 (3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針 (8) 文化財の保存活用に係る長野市教育委員会の体制 (9) 文化財の保存活用に關わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の方針</p> <p>2 重点区域に関する事項 232</p>
- iii -	- iii -

■新旧対照表

新	旧
(目次 iv)	(目次 iv)
<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画 (2) 文化財の修理に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の防災に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画 (8) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び体制の具体的な計画 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画 (2) 文化財の修理に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の防災に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画 (8) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び体制の具体的な計画
<p>第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 253</p> <p>1 基本的な考え方 255</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歴史的建造物の保存修理 (2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成 (3) 歴史的まちなみの回遊性向上・歴史的道筋の周知 (4) 伝統的な祭礼等に対する支援及び普及・啓発 (5) 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発 <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業 257</p>	<p>第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 249</p> <p>1 基本的な考え方 251</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歴史的建造物の保存修理 (2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成 (3) 歴史的まちなみの回遊性向上・歴史的道筋の周知 (4) 伝統的な祭礼等に対する支援及び普及・啓発 (5) 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発 <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業 253</p>
<p>第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 311</p> <p>1 歴史的風致形成建造物の指定の方針 313</p> <p>2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 314</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方 (2) 個別の事項 (3) 届出が不要の行為 (4) 歴史的風致形成建造物一覧 (5) 歴史的風致形成建造物の候補 	<p>第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 305</p> <p>1 歴史的風致形成建造物の指定の方針 307</p> <p>2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 308</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方 (2) 個別の事項 (3) 届出が不要の行為 (4) 歴史的風致形成建造物一覧 (5) 歴史的風致形成建造物の候補
<p>資料編-国・県・市指定等文化財一覧- 319</p>	<p>資料編-国・県・市指定等文化財一覧- 313</p>
- iv -	- iv -

■新旧対照表

新		旧	
(P9)		(P9)	
平成 26 年		平成 26 年	
8 月 8 日	第 7 回長野市歴史的風致維持向上協議会	8 月 8 日	第 7 回長野市歴史的風致維持向上協議会
11 月 28 日	第 3 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）	11 月 28 日	第 3 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
平成 27 年		平成 27 年	
1 月 19 日	第 4 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）	1 月 19 日	第 4 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
2 月 5 日	長野市地方文化財保護審議会	2 月 5 日	長野市地方文化財保護審議会
2 月 10 日	計画変更に関する地区説明会（重点区域）	2 月 10 日	計画変更に関する地区説明会（重点区域）
2 月 25 日	長野市景観審議会	2 月 25 日	長野市景観審議会
2 月 26 日	第 8 回長野市歴史的風致維持向上協議会	2 月 26 日	第 8 回長野市歴史的風致維持向上協議会
2 月 27 日	計画の変更認定申請	2 月 27 日	計画の変更認定申請
3 月 27 日	計画の変更認定	3 月 27 日	計画の変更認定
8 月 21 日	第 9 回長野市歴史的風致維持向上協議会	8 月 21 日	第 9 回長野市歴史的風致維持向上協議会
11 月 10 日	第 10 回長野市歴史的風致維持向上協議会（現地視察）	11 月 10 日	第 10 回長野市歴史的風致維持向上協議会（現地視察）
12 月 1 日	第 5 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）	12 月 1 日	第 5 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
平成 28 年		平成 28 年	
1 月～2月中旬	計画変更に関する地区説明会（重点区域）	1 月～2月中旬	計画変更に関する地区説明会（重点区域）
1 月 28 日	第 6 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）	1 月 28 日	第 6 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
2 月 1 日	長野市景観審議会	2 月 1 日	長野市景観審議会
2 月 2 日	長野市地方文化財保護審議会	2 月 2 日	長野市地方文化財保護審議会
2 月 23 日	第 11 回長野市歴史的風致維持向上協議会	2 月 23 日	第 11 回長野市歴史的風致維持向上協議会
3 月 18 日	計画の変更認定申請	3 月 18 日	計画の変更認定申請
3 月 31 日	計画の変更認定	3 月 31 日	計画の変更認定
8 月 9 日	第 12 回長野市歴史的風致維持向上協議会	8 月 9 日	第 12 回長野市歴史的風致維持向上協議会
12 月 1 日	第 7 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）	12 月 1 日	第 7 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
平成 29 年		平成 29 年	
1 月～2月中旬	計画変更に関する地区説明会（重点区域）	1 月～2月中旬	計画変更に関する地区説明会（重点区域）
1 月 27 日	第 8 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）	1 月 27 日	第 8 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
2 月 10 日	長野市地方文化財保護審議会	2 月 10 日	長野市地方文化財保護審議会
2 月 17 日	第 13 回長野市歴史的風致維持向上協議会	2 月 17 日	第 13 回長野市歴史的風致維持向上協議会
3 月 23 日	計画の変更認定申請	3 月 23 日	計画の変更認定申請
3 月 31 日	計画の変更認定		
- 9 -		- 9 -	

■新旧対照表

新	旧
<p>(P10)</p> <p>7月11日 第9回歴史まちづくり推進会議（庁内会議） 8月2日 第14回長野市歴史的風致維持向上協議会</p> <p>平成30年 1月～2月中 計画変更に関する地区説明会（重点区域内） 1月23日 第10回歴史まちづくり推進会議（庁内会議） 2月2日 長野市景観審議会 2月2日 長野市地方文化財保護審議会 2月9日 第15回長野市歴史的風致維持向上協議会（現地視察） 3月 日 計画の変更認定申請</p>	<p style="text-align: center;">【新規項目として追加】</p>







■新旧対照表

新	旧																																																																																																																								
<p>(P46)</p> <p>4 長野市の文化財</p> <p>長野盆地や周辺の山地、千曲川や犀川が形づくった歴史の舞台に国宝の善光寺本堂をはじめとする526件の文化財が存在している。平成30年(2018)3月現在、本市には国指定等の文化財が173件、そのうち国宝・重要文化財が31件含まれる。長野県指定の文化財は55件ある。市指定の文化財は289件あり、指定のほかに、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が8件、文化財を支える技術(選定保存技術)が1件あり、合わせて298件の市の文化財がある。</p> <p style="text-align: right;">平成30年(2018)3月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>指定・区分</th> <th>件数</th> <th>種別内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国 173</td> <td rowspan="3">有形文化財</td> <td>指定 国 宝</td> <td>1 建造物1</td> </tr> <tr> <td>指定 重要文化財</td> <td>30 絵画2、彫刻15、工芸品3、書跡2、歴史資料1、建造物7</td> </tr> <tr> <td>登録 登録有形文化財</td> <td>120 建造物120</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1</td> <td>1 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>指定 史跡・名勝・天然記念物</td> <td>7 史跡6、天然記念物1</td> </tr> <tr> <td>登録 登録記念物</td> <td>7 記念物7</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群</td> <td>選定 重要伝統的建造物群保存地区</td> <td>1 相坊群・門前町1</td> </tr> <tr> <td>重要美術品</td> <td></td> <td>6 絵画2、工芸品2、彫刻1、書跡1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県 53</td> <td>有形文化財</td> <td>指定 国 宝</td> <td>彫刻8、絵画2、工芸品7、建造物11、考古資料1、書跡2</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>指定 無形民俗文化財</td> <td>4 無形民俗文化財4</td> </tr> <tr> <td>記念物</td> <td>指定 史跡・名勝・天然記念物</td> <td>22 史跡5、名勝1、天然記念物16</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 288</td> <td>有形文化財</td> <td>指定 有形文化財</td> <td>書跡2、文書10、彫刻29、絵画8、工芸品15、考古資料12、歴史資料3、建造物61</td> </tr> <tr> <td>無形文化財</td> <td>指定 無形文化財</td> <td>7 無形文化財7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>指定 有形民俗文化財</td> <td>14 有形民俗文化財14</td> </tr> <tr> <td>指定 無形民俗文化財</td> <td>9 無形民俗文化財9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財</td> <td>8 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8</td> </tr> <tr> <td>記念物</td> <td>指定 史跡・名勝・天然記念物等</td> <td>119 史跡30、名勝3、天然記念物69、名勝・天然記念物1</td> </tr> <tr> <td>文化財の保存技術</td> <td>指定 選定保存技術</td> <td>1 文化財の保存技術1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>526</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">国・県・市指定等の文化財件数一覧</p>	種別	指定・区分	件数	種別内訳	国 173	有形文化財	指定 国 宝	1 建造物1	指定 重要文化財	30 絵画2、彫刻15、工芸品3、書跡2、歴史資料1、建造物7	登録 登録有形文化財	120 建造物120	民俗文化財	選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1	1 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	7 史跡6、天然記念物1	登録 登録記念物	7 記念物7	伝統的建造物群	選定 重要伝統的建造物群保存地区	1 相坊群・門前町1	重要美術品		6 絵画2、工芸品2、彫刻1、書跡1	県 53	有形文化財	指定 国 宝	彫刻8、絵画2、工芸品7、建造物11、考古資料1、書跡2	民俗文化財	指定 無形民俗文化財	4 無形民俗文化財4	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	22 史跡5、名勝1、天然記念物16	市 288	有形文化財	指定 有形文化財	書跡2、文書10、彫刻29、絵画8、工芸品15、考古資料12、歴史資料3、建造物61	無形文化財	指定 無形文化財	7 無形文化財7	民俗文化財	指定 有形民俗文化財	14 有形民俗文化財14	指定 無形民俗文化財	9 無形民俗文化財9		選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物等	119 史跡30、名勝3、天然記念物69、名勝・天然記念物1	文化財の保存技術	指定 選定保存技術	1 文化財の保存技術1	合計		526	<p>(P46)</p> <p>4 長野市の文化財</p> <p>長野盆地や周辺の山地、千曲川や犀川が形づくった歴史の舞台に国宝の善光寺本堂をはじめとする526件の文化財が存在している。平成29年(2017)3月現在、本市には国指定等の文化財が173件、そのうち国宝・重要文化財が31件含まれる。長野県指定の文化財は53件ある。市指定の文化財は291件あり、指定のほかに、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が8件、文化財を支える技術(選定保存技術)が1件あり、合わせて300件の市の文化財がある。</p> <p style="text-align: right;">平成29年(2017)3月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>指定・区分</th> <th>件数</th> <th>種別内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国 173</td> <td rowspan="3">有形文化財</td> <td>指定 国 宝</td> <td>1 建造物1</td> </tr> <tr> <td>指定 重要文化財</td> <td>30 絵画2、彫刻15、工芸品3、書跡2、歴史資料1、建造物7</td> </tr> <tr> <td>登録 登録有形文化財</td> <td>120 建造物120</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1</td> <td>1 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>指定 史跡・名勝・天然記念物</td> <td>7 史跡6、天然記念物1</td> </tr> <tr> <td>登録 登録記念物</td> <td>7 記念物7</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群</td> <td>選定 重要伝統的建造物群保存地区</td> <td>1 相坊群・門前町1</td> </tr> <tr> <td>重要美術品</td> <td></td> <td>6 絵画2、工芸品2、彫刻1、書跡1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県 53</td> <td>有形文化財</td> <td>指定 国 宝</td> <td>28 彫刻5、絵画2、工芸品7、建造物11、考古資料1、書跡2</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td>指定 無形民俗文化財</td> <td>5 無形民俗文化財5</td> </tr> <tr> <td>記念物</td> <td>指定 史跡・名勝・天然記念物</td> <td>22 史跡5、名勝1、天然記念物16</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 300</td> <td>有形文化財</td> <td>指定 有形文化財</td> <td>141 書跡2、文書10、彫刻30、絵画8、工芸品15、考古資料12、歴史資料3、建造物61</td> </tr> <tr> <td>無形文化財</td> <td>指定 無形文化財</td> <td>7 無形文化財7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>指定 有形民俗文化財</td> <td>14 有形民俗文化財14</td> </tr> <tr> <td>指定 無形民俗文化財</td> <td>10 無形民俗文化財10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財</td> <td>8 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8</td> </tr> <tr> <td>記念物</td> <td>指定 史跡・名勝・天然記念物等</td> <td>119 史跡46、名勝3、天然記念物69、名勝・天然記念物1</td> </tr> <tr> <td>文化財の保存技術</td> <td>指定 選定保存技術</td> <td>1 文化財の保存技術1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>526</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">国・県・市指定等の文化財件数一覧</p>	種別	指定・区分	件数	種別内訳	国 173	有形文化財	指定 国 宝	1 建造物1	指定 重要文化財	30 絵画2、彫刻15、工芸品3、書跡2、歴史資料1、建造物7	登録 登録有形文化財	120 建造物120	民俗文化財	選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1	1 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	7 史跡6、天然記念物1	登録 登録記念物	7 記念物7	伝統的建造物群	選定 重要伝統的建造物群保存地区	1 相坊群・門前町1	重要美術品		6 絵画2、工芸品2、彫刻1、書跡1	県 53	有形文化財	指定 国 宝	28 彫刻5、絵画2、工芸品7、建造物11、考古資料1、書跡2	民俗文化財	指定 無形民俗文化財	5 無形民俗文化財5	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	22 史跡5、名勝1、天然記念物16	市 300	有形文化財	指定 有形文化財	141 書跡2、文書10、彫刻30、絵画8、工芸品15、考古資料12、歴史資料3、建造物61	無形文化財	指定 無形文化財	7 無形文化財7	民俗文化財	指定 有形民俗文化財	14 有形民俗文化財14	指定 無形民俗文化財	10 無形民俗文化財10		選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物等	119 史跡46、名勝3、天然記念物69、名勝・天然記念物1	文化財の保存技術	指定 選定保存技術	1 文化財の保存技術1	合計		526
種別	指定・区分	件数	種別内訳																																																																																																																						
国 173	有形文化財	指定 国 宝	1 建造物1																																																																																																																						
		指定 重要文化財	30 絵画2、彫刻15、工芸品3、書跡2、歴史資料1、建造物7																																																																																																																						
		登録 登録有形文化財	120 建造物120																																																																																																																						
	民俗文化財	選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1	1 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1																																																																																																																						
	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	7 史跡6、天然記念物1																																																																																																																						
		登録 登録記念物	7 記念物7																																																																																																																						
伝統的建造物群	選定 重要伝統的建造物群保存地区	1 相坊群・門前町1																																																																																																																							
重要美術品		6 絵画2、工芸品2、彫刻1、書跡1																																																																																																																							
県 53	有形文化財	指定 国 宝	彫刻8、絵画2、工芸品7、建造物11、考古資料1、書跡2																																																																																																																						
	民俗文化財	指定 無形民俗文化財	4 無形民俗文化財4																																																																																																																						
	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	22 史跡5、名勝1、天然記念物16																																																																																																																						
市 288	有形文化財	指定 有形文化財	書跡2、文書10、彫刻29、絵画8、工芸品15、考古資料12、歴史資料3、建造物61																																																																																																																						
	無形文化財	指定 無形文化財	7 無形文化財7																																																																																																																						
	民俗文化財	指定 有形民俗文化財	14 有形民俗文化財14																																																																																																																						
		指定 無形民俗文化財	9 無形民俗文化財9																																																																																																																						
		選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8																																																																																																																						
	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物等	119 史跡30、名勝3、天然記念物69、名勝・天然記念物1																																																																																																																						
	文化財の保存技術	指定 選定保存技術	1 文化財の保存技術1																																																																																																																						
	合計		526																																																																																																																						
種別	指定・区分	件数	種別内訳																																																																																																																						
国 173	有形文化財	指定 国 宝	1 建造物1																																																																																																																						
		指定 重要文化財	30 絵画2、彫刻15、工芸品3、書跡2、歴史資料1、建造物7																																																																																																																						
		登録 登録有形文化財	120 建造物120																																																																																																																						
	民俗文化財	選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1	1 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1																																																																																																																						
	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	7 史跡6、天然記念物1																																																																																																																						
		登録 登録記念物	7 記念物7																																																																																																																						
伝統的建造物群	選定 重要伝統的建造物群保存地区	1 相坊群・門前町1																																																																																																																							
重要美術品		6 絵画2、工芸品2、彫刻1、書跡1																																																																																																																							
県 53	有形文化財	指定 国 宝	28 彫刻5、絵画2、工芸品7、建造物11、考古資料1、書跡2																																																																																																																						
	民俗文化財	指定 無形民俗文化財	5 無形民俗文化財5																																																																																																																						
	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物	22 史跡5、名勝1、天然記念物16																																																																																																																						
市 300	有形文化財	指定 有形文化財	141 書跡2、文書10、彫刻30、絵画8、工芸品15、考古資料12、歴史資料3、建造物61																																																																																																																						
	無形文化財	指定 無形文化財	7 無形文化財7																																																																																																																						
	民俗文化財	指定 有形民俗文化財	14 有形民俗文化財14																																																																																																																						
		指定 無形民俗文化財	10 無形民俗文化財10																																																																																																																						
		選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8																																																																																																																						
	記念物	指定 史跡・名勝・天然記念物等	119 史跡46、名勝3、天然記念物69、名勝・天然記念物1																																																																																																																						
	文化財の保存技術	指定 選定保存技術	1 文化財の保存技術1																																																																																																																						
	合計		526																																																																																																																						

■新旧対照表

新	旧
<p>(P47)</p> <p>(1) 国指定等の文化財</p> <p>本市における国指定有形文化財の建造物は、国宝では善光寺本堂1件、重要文化財では、善光寺境内に2件（三門、経藏）と松代地区に3件（松代藩ゆかりの真田信重霊屋と真田信之霊屋の2件、松代藩中級武家屋敷である旧横田家住宅1件）、そのほかの地域で神社本殿が2件（葛山落合神社、白鷲神社）あり、室町時代、安土桃山時代、江戸時代の築年になるものがある。</p> <p>重要美術品は、白鳳時代の小金銅仏（銅造観音菩薩立像）が時代的に最も古い文化財であり、次いで奈良時代から平安時代初期に比定される牙笏（戸隠神社）、平安時代の鉄鍔形（若穂保科の清水寺）がある。また、他県からの寄仏であるが平安時代の木造仏（若穂保科の清水寺の木造聖観音立像ほか7躯）、松代町西条の清水寺に木造千手観音立像ほか2躯がある。</p> <p>記念物のうち史跡は、古墳時代の前期古墳1件（川柳将軍塚・姫塚古墳）、中期古墳1件（塩科古墳群）、中期から後期古墳で積石塚を特徴とする大宝古墳群（166基）がある。松代地区では、松代藩ゆかりの松代城跡附新御殿跡、旧文武学校、松代藩主真田家墓所がある。</p> <p>天然記念物は、長野市北部の山間地にある素戔神社の神代ザクラが1件ある。</p> <p>登録有形文化財（建造物）120件は、江戸時代後期から明治時代の建築物が大部分で、大正時代から昭和時代初期のものを少数含む。善光寺周辺地区では18件（旅館・商店の店舗等）、松代地区では79件（寺社、店舗、個人住宅等）あり、この両地区に集中する。登録記念物（名勝地関係）は、松代藩武家屋敷地と神社の庭園7件がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>善光寺本堂 (元善町)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧横田家住宅主屋 (松代町)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>銅造観音菩薩立像 (若穂吉山千寺)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>木造千手観音菩薩立像 (清水寺)</p> </div> </div>	<p>(P47)</p> <p>(1) 国指定等の文化財</p> <p>本市における国指定有形文化財の建造物は、国宝では善光寺本堂1件、重要文化財では、善光寺境内に2件（二門、経藏）と松代地区に3件（松代藩ゆかりの真田信重霊屋と真田信之霊屋の2件、松代藩中級武家屋敷である旧横田家住宅1件）、そのほかの地域で神社本殿が2件（葛山落合神社、白鷲神社）あり、室町時代、安土桃山時代、江戸時代の築年になるものがある。</p> <p>重要文化財のうち美術工芸品は、白鳳時代の小金銅仏（銅造観音菩薩立像）が時代的に最も古い文化財であり、次いで奈良時代から平安時代初期に比定される牙笏（戸隠神社）、平安時代の鉄鍔形（若穂保科の清水寺）がある。また、他県からの寄仏であるが平安時代の木造仏（若穂保科の清水寺の木造聖観音立像ほか7躯）、松代町西条の清水寺に木造千手観音菩薩立像ほか2躯がある。</p> <p>記念物のうち史跡は、古墳時代の前期古墳1件（川柳将軍塚・姫塚古墳）、中期古墳1件（塩科古墳群）、中期から後期古墳で積石塚を特徴とする大宝古墳群（166基）がある。松代地区では、松代藩ゆかりの松代城跡附新御殿跡、旧文武学校、松代藩主真田家墓所がある。</p> <p>天然記念物は、長野市北部の山間地にある素戔神社の神代ザクラが1件ある。</p> <p>登録有形文化財（建造物）120件は、江戸時代後期から明治時代の建築物が大部分で、大正時代から昭和時代初期のものを少数含む。善光寺周辺地区では18件（旅館・商店の店舗等）、松代地区では79件（寺社、店舗、個人住宅等）あり、この両地区に集中する。登録記念物（名勝地関係）は、松代藩武家屋敷地と神社の庭園7件がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>善光寺本堂 (元善町)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧横田家住宅主屋 (松代町)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>銅造観音菩薩立像 (若穂吉山千寺)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>木造千手観音菩薩立像 (清水寺)</p> </div> </div>



■新旧対照表

新	旧
<p>(P48)</p> <p>民俗文化財は、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件（高岡の小豆焼き行事）が選択されている。このほか、絵画・工芸品・彫刻・書跡あわせて6件の重要美術品がある。</p> <p>伝統的建造物群は、戸隠神社中社社殿と宝光社社殿を基点とする中社地区と宝光社地区の宿坊群・門前町からなる戸隠伝統的建造物群保存地区1件が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。保存地区は、戸隠神社中社と宝光社の表参道周辺に形成された江戸時代の敷地割や道、水路などの構成がよく維持されており、標高が高く厳しい環境の山間にあって、江戸後期から近代にかけて隆盛した戸隠信仰のもと、多くの参詣者を受け入れて大型化した宿坊が、民家や石垣、生垣、庭園、樹木等と一体となって優れた歴史的風致を維持している。</p> <p>（2）県指定の文化財</p> <p>市内には55件の県指定文化財があり、有形文化財の建造物は、室町時代後期の葛山落合神社境内諏訪社社殿を最古とし、戦国時代から明治時代後期までの寺社の本堂・本殿・経蔵・表門、武家住宅、師範学校教師館、宣教師住宅など11件があり、松代地区に7件が集中する。松代町の熊野出逢逢神社本殿は、中世の熊野系の修験を伝える建築遺構である。</p> <p>絵画は、善光寺大勧進と大本願に鎌倉時代後半から室町時代初期の極楽往生を願う善光寺信仰に關わる掛幅画1点（絹本着色釈迦三尊像）と、善光寺廻之坊に伝わる室町時代の絵解き図である掛幅画1点（絹本着色善光寺如来絵伝）がある。</p> <p>彫刻は、平安時代中期から鎌倉時代後期の木造の仏像6躯（木造伝観音菩薩立像、木造金剛力士立像など）が市内に点在している。</p> <p>工芸品の玉依比売命神社児玉石（591個 松代町）は、正月の予祝行事である児玉石の玉改め神事に用いるもので、毎年玉の数が増減する。</p>  <p>戸隠神社門前の町並み（中社地区）</p>  <p>熊野出逢逢神社本殿（松代町）</p>  <p>戸ノ尻道祖神祭り（大岡）</p>	<p>(P48)</p> <p>民俗文化財は、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件（高岡の小豆焼き行事）が選択されている。このほか、絵画・工芸品・彫刻・書跡あわせて6件の重要美術品がある。</p> <p>伝統的建造物群は、戸隠神社中社社殿と宝光社社殿を基点とする中社地区と宝光社地区の宿坊群・門前町からなる戸隠伝統的建造物群保存地区1件が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。保存地区は、戸隠神社中社と宝光社の表参道周辺に形成された江戸時代の敷地割や道、水路などの構成がよく維持されており、標高が高く厳しい環境の山間にあって、江戸後期から近代にかけて隆盛した戸隠信仰のもと、多くの参詣者を受け入れて大型化した宿坊が、民家や石垣、生垣、庭園、樹木等と一体となって優れた歴史的風致を維持している。</p> <p>（2）県指定の文化財</p> <p>市内には53件の県指定文化財があり、有形文化財の建造物は、室町時代後期の葛山落合神社境内諏訪社社殿を最古とし、戦国時代から明治時代後期までの寺社の本堂・本殿・経蔵・表門、武家住宅、師範学校教師館、宣教師住宅など11件があり、松代地区に7件が集中する。松代町の熊野出逢逢神社本殿は、中世の熊野系の修験を伝える建築遺構である。</p> <p>絵画は、善光寺大勧進と大本願に鎌倉時代後半から室町時代初期の極楽往生を願う善光寺信仰に關わる掛幅画1点（絹本着色釈迦三尊像）と、善光寺廻之坊に伝わる室町時代の絵解き図である掛幅画1点（絹本着色善光寺如来絵伝）がある。</p> <p>彫刻は、平安時代中期から鎌倉時代後期の木造の仏像7躯（木造聖観音立像、木造金剛力士立像など）が市内に点在している。</p> <p>工芸品の玉依比売命神社児玉石（591個 松代町）は、正月の予祝行事である児玉石の玉改め神事に用いるもので、毎年玉の数が増減する。</p>  <p>戸隠神社門前の町並み（中社地区）</p>  <p>熊野出逢逢神社本殿（松代町）</p>  <p>戸ノ尻道祖神祭り（大岡）</p>





■新旧対照表

新	旧
<p>(P49)</p> <p>民俗文化財は、長野盆地平坦地の巨大なわら人形と男根をつくるドンドヤキ（長谷及び越のドンドヤキ）、山間地では石碑の上に注連縄で神面を形づくる道祖神祭り（芦ノ尻道祖神祭り）、神仏混滞の時代から伝わる戸隠神社太々神楽などが無形民俗文化財になっており、独特な民俗文化の一端を伝承している。</p> <p>記念物のうち史跡は、合掌形石室を有する古墳が松代地区に2基（菅間王塚古墳、秦根井空塚）ある。菅間王塚古墳は、積石塚としては県内最大規模の古墳であり、史跡大室古墳群とともに市域の積石塚、合掌形石室墳の地域性を良く現している。</p> <p>山岳信仰を母胎とする修験の霊場として知られる戸隠神社奥社・中社・宝光社（顕光寺奥院・中院・宝光院）は、戸隠神社信仰遺跡として史跡となっている。信州新町の牧之島城跡は、武田信玄が馬場信房に築かせた武田流の平山城で、戦国時代の縄張りをよく残している。</p> <p>これらの長野市域の県史跡は、古墳時代、平安時代から江戸時代、戦国時代の各時代の歴史を語る上でポイントとなるものである。</p> <p>天然記念物は、樹木（戸隠神社奥社社叢、真島のクワ、戸隠豊岡のカツラなど）のほか、市域の大地の形成を物語るシンシュウワウ（戸隠川下）、クジラ（信州新町山穂刈）やセイウチ（信州新町諏道、中条日高）などの化石類や地質標本（若穂細内の大柳及び井上の枕状溶岩、鬼無里深谷沢の蜂の巣状風化岩）がある。</p> <p>(3) 市指定等の文化財</p> <p>市内には、298 件の市指定等の文化財があり、このうち有形文化財が 140 件、記念物が 119 件あり、これらで大半を占めている。</p> <p>有形文化財は、建造物が 61 件で平安時代の石造多層塔を最古とし、鎌倉時代から室町時代の石幢（松代町東条）、石造宝篋印塔（元善町、七二会、若穂川田）、源國神社本殿（松代町豊栄）、諏訪神社本殿（浅川西条）等の 7 件、そのほかは江戸時代の神社本殿（守田神社本殿、北郷朝川原神社など）、武</p>  <p>戸隠神社奥社社叢（戸隠）</p>  <p>石造多層塔（稲ノ井）</p>  <p>木造伎折羅大将像（大本願）</p>	<p>(P49)</p> <p>民俗文化財は、長野盆地平坦地の巨大なわら人形と男根をつくるドンドヤキ（長谷及び越のドンドヤキ）、山間地では石碑の上に注連縄で神面を形づくる道祖神祭り（芦ノ尻道祖神祭り）、神仏混滞の時代から伝わる戸隠神社太々神楽が無形民俗文化財になっており、独特な民俗文化の一端を伝承している。</p> <p>記念物のうち史跡は、合掌形石室を有する古墳が松代地区に2基（菅間王塚古墳、秦根井空塚）ある。菅間王塚古墳は、積石塚としては県内最大規模の古墳であり、史跡大室古墳群とともに市域の積石塚、合掌形石室墳の地域性を良く現している。</p> <p>山岳信仰を母胎とする修験の霊場として知られる戸隠神社奥社・中社・宝光社（顕光寺奥院・中院・宝光院）は、戸隠神社信仰遺跡として史跡となっている。信州新町の牧ノ島城跡は、武田信玄が馬場信房に築かせた武田流の平山城で、戦国時代の縄張りをよく残している。</p> <p>これらの長野市域の県史跡は、古墳時代、平安時代から江戸時代、戦国時代の各時代の歴史を語る上でポイントとなるものである。</p> <p>天然記念物は、樹木（戸隠神社奥社社叢、真島のクワ、戸隠豊岡のカツラなど）のほか、市域の大地の形成を物語るシンシュウワウ（戸隠川下）、クジラ（信州新町山穂刈）やセイウチ（信州新町諏道、中条日高）などの化石類や地質標本（若穂細内の大柳及び井上の枕状溶岩、鬼無里深谷沢の蜂の巣状風化岩）がある。</p> <p>(3) 市指定等の文化財</p> <p>市内には、299 件の市指定等の文化財があり、このうち有形文化財が 141 件、記念物が 119 件あり、これらで大半を占めている。</p> <p>有形文化財は、建造物が 61 件で平安時代の石造多層塔を最古とし、鎌倉時代から室町時代の石幢（松代町東条）、石造宝篋印塔（元善町、七二会、若穂川田）、源國神社本殿（松代町豊栄）、諏訪神社本殿（浅川西条）等の 7 件、そのほかは江戸時代の神社本殿（守田神社本殿、北郷朝川原神社など）、武</p>  <p>戸隠神社奥社社叢（戸隠）</p>  <p>石造多層塔（稲ノ井）</p>  <p>木造伎折羅大将像（大本願）</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P50)</p> <p>家住宅の表門（矢沢家の表門、旧白井家の表門）、鐘楼（旧松代藩鐘楼など）、武家住宅（旧樋口家住宅）、町家（旧金箱家住宅）、高礼場（有旅の高礼場）、霊屋（大鐘寺真田信之霊屋）等の37件、明治時代の学校（旧作新学校本館）、神社本殿（荒倉山神社本殿、金刀比羅神社本殿など）等の13件がある。</p> <p>彫刻は、平安時代の仏像（木造阿彌陀如来立像、木造毘沙門天像など）が6軀、鎌倉時代の仏像（木造聖徳太子立像、木造伐折羅大将像など）8軀、室町時代の仏像（石造地藏菩薩坐像、木造釈迦如来像など）が5軀、戦国時代から江戸時代の仏像（木造大日如来坐像、木造地藏菩薩半跏像など）9軀、江戸時代の石造と木造の百体観音像（観ノ山、常源寺）などが市内全域に分布している。</p> <p>考古資料は、川柳将軍塚古墳出土の埴輪円筒棺など12件がある。</p> <p>工芸品は、鬼無里地区に江戸時代から明治時代初期の神楽（白髭神社、加茂神社）や山車（鬼無里神社、皇大神社など）6件、元善町に仏具など（五結鈴、木造百万塔など）4件、木造百万塔3件（西光寺ほか）、漆地彩色装神輿（玉依比売命神社）など2件がある。</p> <p>文書は、戦乱による村の荒廃を物語る「失人」の記載が見られる「文禄四年中水鉾村下米鉾村御検地帳」（1595）など10件がある。</p> <p>無形文化財は、修験道に関係する宣渡踊り（戸隠）、松代城大門前で踊る盆踊りの一種である大門踊り（松代町）など7件がある。</p> <p>有形民俗文化財は、西町上区の山車、松代藩の御用案として江戸時代に栄えた松代焼コレクション、庚申講人別帳及び用具（中越、妻科）、門灯籠と舞台（小島区）など14件がある。</p> <p>無形民俗文化財は、太神楽や獅子舞（厚川神社太神楽、赤野田神社太神楽など）、雨乞い祈願の三十三燈籠（篠ノ井塚崎）、悪霊をしずめて村の外へ送り出す大石の虫送り行事（篠ノ井有旅）、予祝行事である玉依比売命神社の御田祭・児玉石神事・御判神事（松代町東条）など9件がある。</p> <p>記念物は、史跡が46件で遺跡（宮道跡、宮平道跡</p>  <p>川柳将軍塚古墳埴輪円筒棺（篠ノ井）</p>  <p>文禄四年(1595)中水鉾村下米鉾村御検地帳（稲里町）</p>  <p>西町上区の山車</p>  <p>厚川神社太神楽（安茂里）</p>	<p>(P50)</p> <p>家住宅の表門（矢沢家の表門、旧白井家の表門）、鐘楼（旧松代藩鐘楼など）、武家住宅（旧樋口家住宅）、町家（旧金箱家住宅）、高礼場（有旅の高礼場）、霊屋（大鐘寺真田信之霊屋）等の37件、明治時代の学校（旧作新学校本館）、神社本殿（荒倉山神社本殿、金刀比羅神社本殿など）等の13件がある。</p> <p>彫刻は、平安時代の仏像（木造阿彌陀如来立像、木造毘沙門天像など）が6軀、鎌倉時代の仏像（木造聖徳太子立像、木造伐折羅大将像など）9軀、室町時代の仏像（石造地藏菩薩坐像、木造釈迦如来像など）が5軀、戦国時代から江戸時代の仏像（木造大日如来坐像、木造地藏菩薩半跏像など）9軀、江戸時代の石造と木造の百体観音像（観ノ山、常源寺）などが市内全域に分布している。</p> <p>考古資料は、川柳将軍塚古墳出土の埴輪円筒棺など12件がある。</p> <p>工芸品は、鬼無里地区に江戸時代から明治時代初期の神楽（白髭神社、加茂神社）や山車（鬼無里神社、皇大神社など）6件、元善町に仏具など（五結鈴、木造百万塔など）4件、木造百万塔3件（西光寺ほか）、漆地彩色装神輿（玉依比売命神社）など2件がある。</p> <p>文書は、戦乱による村の荒廃を物語る「失人」の記載が見られる「文禄4年中水鉾村下米鉾村御検地帳」（1595）など10件がある。</p> <p>無形文化財は、修験道に関係する宣渡踊り（戸隠）、松代城大門前で踊る盆踊りの一種である大門踊り（松代町）など7件がある。</p> <p>有形民俗文化財は、西町上区の山車、松代藩の御用案として江戸時代に栄えた松代焼コレクション、庚申講人別帳及び用具（中越、妻科）、門灯籠と舞台（小島区）など14件がある。</p> <p>無形民俗文化財は、太神楽や獅子舞（厚川神社太神楽、赤野田神社太神楽など）、雨乞い祈願の三十三燈籠（篠ノ井塚崎）、悪霊をしずめて村の外へ送り出す大石の虫送り行事（篠ノ井有旅）、予祝行事である玉依比売命神社の御田祭・児玉石神事・御判神事（松代町東条）など9件がある。</p> <p>記念物は、史跡が46件で遺跡（宮道跡、宮平道跡</p>  <p>川柳将軍塚古墳埴輪円筒棺（篠ノ井）</p>  <p>文禄4年(1595)中水鉾村下米鉾村御検地帳（稲里町）</p>  <p>西町上区の山車</p>  <p>厚川神社太神楽（安茂里）</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P51)</p> <p>など)、古墳(中郷神社前方後円墳、竹原笹塚古墳など)、城跡(葛山城跡、横田城跡など)、寺跡(神護寺跡)、善光寺参道(敷石)などがある。天然記念物は、カワシンジュガイ(戸隠)、葛山落合神社社叢(入山)、荒古のサクラ(豊野町)などの樹木、ハチノス状風化岩(鬼無里日影)、奥瀬花のケスタ地形(鬼無里日影)などの地質関係など69件がある。名勝と天然記念物を包括したものに^{しんじょう}種知大神社境内のお種池及び社叢と並生植物群落がある。そのほか榎原牧神社の藁馬づくりが保存技術(選定)となっている。</p>  <p>竹原笹塚古墳 (松代町)</p>  <p>カワシンジュガイ (戸隠)</p>	<p>(P51)</p> <p>など)、古墳(中郷神社前方後円墳、竹原笹塚古墳など)、城跡(葛山城跡、横田城跡など)、寺跡(神護寺跡)、善光寺参道(敷石)などがある。天然記念物は、カワシンジュガイ(戸隠)、葛山落合神社社叢(入山)、荒古のサクラ(豊野町)などの樹木、ハチノス状風化岩(鬼無里日影)、奥瀬花のケスタ地形(鬼無里日影)などの地質関係など69件がある。名勝と天然記念物を包括したものに種知大神社の境内の社叢及び並生植物群落がある。そのほか榎原牧神社の藁馬づくりが保存技術(選定)となっている。</p>  <p>竹原笹塚古墳 (松代町)</p>  <p>カワシンジュガイ (戸隠)</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P53)</p> <p>主な指定等文化財分布図</p> <p>● 国指定文化財 ● 県指定文化財 ● 市指定文化財</p> <p>- 53 -</p>	<p>(P53)</p> <p>主な指定等文化財分布図</p> <p>● 国指定文化財 ● 県指定文化財 ● 市指定文化財</p> <p>- 53 -</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P169)</p> <p>2 歴史的風致の維持及び向上に係る既存の計画</p> <p>(1) 長野市総合計画</p> <p>①第四次長野市総合計画後期基本計画（平成24～28年度）</p> <p>本市では、平成28年度を目標年次とする長野市第四次総合計画基本構想に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現に向け、平成19年度から平成23年度にかけて、第四次長野市総合計画前期基本計画に基づく取り組みを行った。前期基本計画の策定から4年が経過した平成23年度には、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成22年（2010）1月の信州新町及び中条村との合併、平成23年（2011）3月の東日本大震災や長野県栄村を中心とする地震による未曾有の大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢が変化していることを受け、平成24年度から平成28年度を目標とする第四次長野市総合計画後期基本計画を策定し、現在各種取り組みを行っているところである。総合計画は、全分野において総合的に施策を展開しているが、基本構想の実現に向け着実に施策を推進していくために、後期基本計画の目標を定めるとともに、重点施策を策定し、集中的な取り組みを目指している。</p> <p>重点施策は、次に示す「視点」と「要件」のもとに、次表に掲げる12の基本施策を定めている。このうち、「多彩な文化の創造と文化遺産の継承」は、本市の歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるために掲げているものであり、本計画が担う役割はすこぶる大きい。併せて、観光資源を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多彩な観光交流の推進」や、地域の魅力を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」についても、本市の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とする本計画の推進によって、より高い効果が発揮されるものと考えられる。</p> <p>●重点施策の視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 “ながの”の魅力をいかす 2 いきいきとした人と地域をつくる 3 安全で安心なまちをつくる <p>●重点施策の要件</p> <p>重点施策は、本市の意思を直接的に反映することができ、主体的に進めることができることから、次の4要件を備えるものを策定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 夢を持つ社会の実現に資すること（将来性） 2 地域社会の自立に資すること（自立性） 3 施策の目標（到達点）が明確にできること（実現性） 4 具体的な個別事業が、ある程度の子算規模をもって進められること（具体性） 	<p>(P169)</p> <p>2 歴史的風致の維持及び向上に係る既存の計画</p> <p>(1) 第四次長野市総合計画後期基本計画（平成24年度～28年度）</p> <p>本市では、平成28年度を目標年次とする長野市第四次総合計画基本構想に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現に向け、平成19年度から平成23年度にかけて、第四次長野市総合計画前期基本計画に基づく取り組みを行った。前期基本計画の策定から4年が経過した平成23年度には、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成22年（2010）1月の信州新町及び中条村との合併、平成23年（2011）3月の東日本大震災や長野県栄村を中心とする地震による未曾有の大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢が変化していることを受け、平成24年度から平成28年度を目標とする第四次長野市総合計画後期基本計画を策定し、現在各種取り組みを行っているところである。総合計画は、全分野において総合的に施策を展開しているが、基本構想の実現に向け着実に施策を推進していくために、後期基本計画の目標を定めるとともに、重点施策を策定し、集中的な取り組みを目指している。</p> <p>重点施策は、次に示す「視点」と「要件」のもとに、次表に掲げる12の基本施策を定めている。このうち、「多彩な文化の創造と文化遺産の継承」は、本市の歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるために掲げているものであり、本計画が担う役割はすこぶる大きい。併せて、観光資源を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多彩な観光交流の推進」や、地域の魅力を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」についても、本市の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とする本計画の推進によって、より高い効果が発揮されるものと考えられる。</p> <p>●重点施策の視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 “ながの”の魅力をいかす 2 いきいきとした人と地域をつくる 3 安全で安心なまちをつくる <p>●重点施策の要件</p> <p>重点施策は、本市の意思を直接的に反映することができ、主体的に進めることができることから、次の4要件を備えるものを策定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 夢を持つ社会の実現に資すること（将来性） 2 地域社会の自立に資すること（自立性） 3 施策の目標（到達点）が明確にできること（実現性） 4 具体的な個別事業が、ある程度の子算規模をもって進められること（具体性）


■新旧対照表

新	旧
<p>(P171)</p> <p>②第五次長野市総合計画前期基本計画（平成29～33年度） 人口減少や少子高齢化の本格的な進行、従来にはない変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の方針として、平成29年度に第五次長野市総合基本計画を策定し、「まちの将来像」を「幸せ実感都市『ながの』」と定めた。 この将来像を実現するため、平成33年度を目標年次とする第五次長野市総合計画前期基本計画を策定し、分野横断の観点で計画推進重点テーマを設定した。</p> <p>●重点テーマの視点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 喫緊に取り組む必要があること 2 分野を特定できず、分野横断的な取組みを要すること 3 複数分野での取り組みにより相乗効果が期待できること <p>●計画推進重点テーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「魅力ある地域づくり」～暮らし続けられる環境づくりに向けて～ 2 「にぎわいあるまちづくり」～交流人口の増加に向けて～ 3 「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～ <p>第五次長野市総合計画前期基本計画 重点施策</p>	<p>【新規項目として追加】</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P172)</p> <p>(2) 長野市都市計画マスタープラン</p> <p>①平成19年改定 長野市都市計画マスタープラン</p> <p>長野市都市計画マスタープランは、平成12年(2000)3月に策定された。その後、平成17年(2005)1月の1町3村の合併や「長野市第四次総合計画」の策定等、関連する行政計画の改訂が行われたことと、社会経済情勢が大きく変化してきたことを踏まえ、平成19年(2007)4月に長野市都市計画マスタープランが改定された。現在(平成24年(2012)9月時点)の都市計画マスタープランは、このときの平成19年(2007)改定のもので、目標年次を平成38年(2026)に設定し、中間目標を「長野市第四次総合計画」の目標年次と同じ平成28年(2016)に設定している。</p> <p>その中では、マスタープランの最も基本的事項として、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」、「都市構造の基本方針」、「整備方針」が掲げられ、それぞれに、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりに関する目標や、それを実現するためのコンパクトな都市形成に関する項目が記されている。</p> <p>●都市づくりの理念</p> <p>① 市民、地域、行政が協働して創る『誇りのもてる』都市 —生きがいや充実感を実感できる都市—</p> <p>② 自然・歴史・文化を活かした質の高い『選ばれる』都市 —暮らしやすく質の高い都市—</p> <p>③ 多世代が交流し自由に活動できる『元気で共に支えあう』都市 —安心して暮らせる都市—</p> <p>●都市づくりの目標</p> <p>① 歩いて暮らせる街にする</p> <p>② 都市の資産を上手に使う</p> <p>③ 地域特性や歴史等を活かした特色のある都市文化を創造する。</p> <p>④ 豊かな自然を尊重し環境負荷の低い環境共生型都市とする。</p> <p>⑤ 地域が主体となって街を創り・育てる。(一人ひとりの参加による街づくり)</p> <p>●都市構造の基本方針</p> <p>① コンパクトな都市(集約型都市構造)の形成</p> <p>② 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市形成</p> <p>③ 自然と共生した良好な都市環境の創造</p> <p>●整備方針</p> <p>① 都市拠点と都市軸の形成(次項の図を参照)</p> <p>② 緑のネットワークと保全・誘導エリアの形成(次項の図を参照)</p>	<p>(P171)</p> <p>(2) 長野市都市計画マスタープラン</p> <p>長野市都市計画マスタープランは、平成12年(2000)3月に策定された。その後、平成17年(2005)1月の1町3村の合併や「長野市第四次総合計画」の策定等、関連する行政計画の改訂が行われたことと、社会経済情勢が大きく変化してきたことを踏まえ、平成19年(2007)4月に長野市都市計画マスタープランが改定された。現在(平成24年(2012)9月時点)の都市計画マスタープランは、このときの平成19年(2007)改定のもので、目標年次を平成38年(2026)に設定し、中間目標を「長野市第四次総合計画」の目標年次と同じ平成28年(2016)に設定している。</p> <p>その中では、マスタープランの最も基本的事項として、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」、「都市構造の基本方針」、「整備方針」が掲げられ、それぞれに、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりに関する目標や、それを実現するためのコンパクトな都市形成に関する項目が記されている。</p> <p>●都市づくりの理念</p> <p>① 市民、地域、行政が協働して創る『誇りのもてる』都市 —生きがいや充実感を実感できる都市—</p> <p>② 自然・歴史・文化を活かした質の高い『選ばれる』都市 —暮らしやすく質の高い都市—</p> <p>③ 多世代が交流し自由に活動できる『元気で共に支えあう』都市 —安心して暮らせる都市—</p> <p>●都市づくりの目標</p> <p>① 歩いて暮らせる街にする</p> <p>② 都市の資産を上手に使う</p> <p>③ 地域特性や歴史等を活かした特色のある都市文化を創造する。</p> <p>④ 豊かな自然を尊重し環境負荷の低い環境共生型都市とする。</p> <p>⑤ 地域が主体となって街を創り・育てる。(一人ひとりの参加による街づくり)</p> <p>●都市構造の基本方針</p> <p>① コンパクトな都市(集約型都市構造)の形成</p> <p>② 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市形成</p> <p>③ 自然と共生した良好な都市環境の創造</p> <p>●整備方針</p> <p>① 都市拠点と都市軸の形成(次項の図を参照)</p> <p>② 緑のネットワークと保全・誘導エリアの形成(次項の図を参照)</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P175)</p> <p>②平成29年改定 長野市都市計画マスタープラン</p> <p>平成19年(2007)の改定から10年が経過し、その間に中条村・信州新町と合併し市域が拡大したことなどから、平成29年(2017)4月に本マスタープランを改定した。目標年次を概ね20年後の平成48年(2036)に、中間目標を平成38年(2026)に設定している。その中では、マスタープランの最も基本的な事項として、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」、「都市構造の形成方針」及び「整備方針」が掲げられている。</p> <p>●都市づくりの理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然・歴史・文化などを活かし、「誇り」と「愛着」をもてる暮らしやすい都市 ② 様々な魅力と活気が感じられる、多くの人を惹きつける都市都市 ③ 安心して自由に活動し、元気で過ごせる、皆で共に支えあう都市 <p>●都市づくりの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする ② 都市の資産を上手に使い再生する ③ 自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る <p>●都市構造の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コンパクトな都市(集約型都市構造)とするための「都市拠点」と「都市軸」の形成 ② 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成  <p style="text-align: center;">都市拠点と都市軸図</p> <p style="text-align: center;">- 175 -</p>	<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">【新規項目として追加】</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P176)</p> <p>都市構造の形成方針を受け、より詳細な土地利用の基本方針として、次の大きく2つの誘導方針を定めるとともに、それぞれに具体的な方針も定めている。下記の図は、本市の土地利用区分を示したものである。</p> <p>①コンパクトな街の形成のための土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約型都市構造に対応する土地利用 ・中心市街地の活性化 ・多様な居住ニーズに対応する土地利用 ・居住機能等の集約誘導 <p>②地域特性に応じた課題を踏まえた土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に応じた課題を踏まえた土地利用 ・自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用 <p>土地利用区分図</p> <p>- 176 -</p>	<p>【新規項目として追加】</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P179)</p> <p>(4) 長野市中心市街地活性化基本計画</p> <p>①第二期長野市中心市街地活性化基本計画</p> <p>長野市の中心市街地は、J R長野駅及びその真北に位置する善光寺を含む区域で、面積にして約200haほどある。また、この区域の中央を南北に延びているのが中央通り（善光寺表参道）で、J R長野駅方面からほぼまっすぐに善光寺まで延びている。その沿道には、江戸時代から続く商家が残るとともに、伝統的な祭礼等の営みも数多くみることができる。しかし、この地域は、市街地の郊外化によって居住者人口が大きく減少するとともに、相次ぐ大型店の郊外出店に伴って商店数が減少傾向にあった。これを受け、本市では、平成19年（2007）5月に長野市中心市街地活性化基本計画の第一期計画を策定し、平成23年度までの5ヵ年、この計画に基づいて重点的に各種事業を展開してきた。これにより、居住者人口の減少に歯止めがかかるなど、中心市街地の活性化に一定の成果をおさめた。とはいえ、まちの賑わいの創出や空洞化した商店街の再生等、道半ばの事業も多いことや、平成27年（2015）3月には北陸新幹線の金沢延伸も予定されていることから、これまでの事業を継続的に推進するとともに、新規事業も追加することによって、さらなる「交流人口の増加」及び「定住人口の増加」を目指していく必要性が求められていた。以上より、本市では、平成24年（2012）3月に、一期基本計画に引き継ぎ、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年を期間とする第二期長野市中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けている。</p> <p>本計画のテーマは、一期計画のテーマを継承して『門前都市「ながの」～心潤う歴史と文化が賑わる まち～』とし、次の4つの基本方針を掲げている。</p> <p>①まちなか観光の推進 ②まちなか居住の促進 ③憩いて暮らせるまち ④多様な主体の参加</p> <p>これらの基本方針は、どれも善光寺門前の歴史や文化を活かしたまちづくりを基本として捉えている。例えば、「①まちなか観光の推進」については、善光寺門前の寺院建築、仲見世及び宿坊建築などの歴史的建造物を活かした観光推進を目指していくものであるし、「②まちなか居住の促進」についても、空き家となった歴史的建造物を積極的に活用していく要素が盛り込まれている。</p> <p>長野市の中心市街地は、善光寺門前の歴史的市街地を大きく取り込んでいるいるため、その目的や方向性、実施される事業には、本市の歴史的風致に関わる課題解決の要素が多く盛り込まれている。したがって、中心市街地活性化基本計画と綿密に連携を図ることによって、本市の歴史的風致の維持向上により高い効果をもたらすものと考えられる。</p> <p>- 179 -</p>	<p>(P176)</p> <p>(4) 第二期長野市中心市街地活性化基本計画</p> <p>長野市の中心市街地は、J R長野駅及びその真北に位置する善光寺を含む区域で、面積にして約200haほどある。また、この区域の中央を南北に延びているのが中央通り（善光寺表参道）で、J R長野駅方面からほぼまっすぐに善光寺まで延びている。その沿道には、江戸時代から続く商家が残るとともに、伝統的な祭礼等の営みも数多くみることができる。しかし、この地域は、市街地の郊外化によって居住者人口が大きく減少するとともに、相次ぐ大型店の郊外出店に伴って商店数が減少傾向にあった。これを受け、本市では、平成19年（2007）5月に長野市中心市街地活性化基本計画の第一期計画を策定し、平成23年度までの5ヵ年、この計画に基づいて重点的に各種事業を展開してきた。これにより、居住者人口の減少に歯止めがかかるなど、中心市街地の活性化に一定の成果をおさめた。とはいえ、まちの賑わいの創出や空洞化した商店街の再生等、道半ばの事業も多いことや、平成27年（2015）3月には北陸新幹線の金沢延伸も予定されていることから、これまでの事業を継続的に推進するとともに、新規事業も追加することによって、さらなる「交流人口の増加」及び「定住人口の増加」を目指していく必要性が求められていた。以上より、本市では、平成24年（2012）3月に、一期基本計画に引き継ぎ、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年を期間とする第二期長野市中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けている。</p> <p>本計画のテーマは、一期計画のテーマを継承して『門前都市「ながの」～心潤う歴史と文化が賑わる まち～』とし、次の4つの基本方針を掲げている。</p> <p>①まちなか観光の推進 ②まちなか居住の促進 ③憩いて暮らせるまち ④多様な主体の参加</p> <p>これらの基本方針は、どれも善光寺門前の歴史や文化を活かしたまちづくりを基本として捉えている。例えば、「①まちなか観光の推進」については、善光寺門前の寺院建築、仲見世及び宿坊建築などの歴史的建造物を活かした観光推進を目指していくものであるし、「②まちなか居住の促進」についても、空き家となった歴史的建造物を積極的に活用していく要素が盛り込まれている。</p> <p>長野市の中心市街地は、善光寺門前の歴史的市街地を大きく取り込んでいるいるため、その目的や方向性、実施される事業には、本市の歴史的風致に関わる課題解決の要素が多く盛り込まれている。したがって、中心市街地活性化基本計画と綿密に連携を図ることによって、本市の歴史的風致の維持向上により高い効果をもたらすものと考えられる。</p> <p>- 176 -</p>

■新旧対照表

新	旧																																		
<p>(P181)</p> <p>②長野市中心市街地活性化プラン</p> <p>第二期長野市中心市街地活性化基本計画を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、平成29年(2017)10月から平成34年(2022)3月までを計画期間とする「長野市中心市街地活性化プラン」を策定した。プランの基本的事項として、プランの方向性及び基本的な方針を、次のとおり掲げている。</p> <p>第3節 方針及び目標</p> <p>1 方向性</p> <p>新たな計画の方向性は、「基本的な方針・目標・目標指標は第二期までの計画を継承し、まちづくりの中長期的な一貫性を確保」しつつ、「中心市街地の区域や計画事業については認定計画として検討したものをベースに、長野市の現状に即したものと」するが、支言について発展的に見直し、端的かつ覚えやすいキャッチフレーズに一部変更する。</p> <p>2 基本的な方針、目標、目標指標等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的な方針</th> <th>活性化の目標</th> <th>目標指標</th> <th>基準値(H28)</th> <th>最終予測値(H33)</th> <th>目標値(H33)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まちなか観光の推進</td> <td>目標1 行きたくなるまち</td> <td>善光寺仁王門前[※]の歩行者・自転車通行量 (人/日)</td> <td>27,150</td> <td>28,376</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>まちなか居住の推進</td> <td>目標2 住みたくなるまち</td> <td>総人口に対する中心市街地の人口比率 (%)</td> <td>2.47</td> <td>2.62</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">まちなか回遊の推進</td> <td rowspan="2">目標3 遊りたくなるまち</td> <td>①中心市街地(6地点[※])の歩行者・自転車通行量 (人/日)</td> <td>112,504</td> <td>107,037</td> <td>108,000</td> </tr> <tr> <td>②中央通り及び権堂アーケード沿い1階部分の空き店舗数 (件)</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>まちなか交流の推進</td> <td>目標4 交わりたくなるまち</td> <td>もんぜんぶら座及び生涯学習センター並びに権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数 (人/年)</td> <td>483,966 ±76,769 560,735</td> <td>582,435</td> <td>583,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">長野市中心市街地活性化プランの基本的な方針と目標、目標指標等</p>	基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値(H28)	最終予測値(H33)	目標値(H33)	まちなか観光の推進	目標1 行きたくなるまち	善光寺仁王門前 [※] の歩行者・自転車通行量 (人/日)	27,150	28,376	30,000	まちなか居住の推進	目標2 住みたくなるまち	総人口に対する中心市街地の人口比率 (%)	2.47	2.62	2.65	まちなか回遊の推進	目標3 遊りたくなるまち	①中心市街地(6地点 [※])の歩行者・自転車通行量 (人/日)	112,504	107,037	108,000	②中央通り及び権堂アーケード沿い1階部分の空き店舗数 (件)	21	23	21	まちなか交流の推進	目標4 交わりたくなるまち	もんぜんぶら座及び生涯学習センター並びに権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数 (人/年)	483,966 ±76,769 560,735	582,435	583,000	<p>【新規項目として追加】</p>
基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値(H28)	最終予測値(H33)	目標値(H33)																														
まちなか観光の推進	目標1 行きたくなるまち	善光寺仁王門前 [※] の歩行者・自転車通行量 (人/日)	27,150	28,376	30,000																														
まちなか居住の推進	目標2 住みたくなるまち	総人口に対する中心市街地の人口比率 (%)	2.47	2.62	2.65																														
まちなか回遊の推進	目標3 遊りたくなるまち	①中心市街地(6地点 [※])の歩行者・自転車通行量 (人/日)	112,504	107,037	108,000																														
		②中央通り及び権堂アーケード沿い1階部分の空き店舗数 (件)	21	23	21																														
まちなか交流の推進	目標4 交わりたくなるまち	もんぜんぶら座及び生涯学習センター並びに権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数 (人/年)	483,966 ±76,769 560,735	582,435	583,000																														

■新旧対照表

新	旧
<p>(P185)</p> <p>4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携並びに推進体制</p> <p>本市における歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者ないし管理者の理解、さらに市民等の協力が不可欠であるとともに、全体の調整役でもある行政が、所有者ないし管理者・市民等と十分な連携をとっていかなければならない。それゆえ、本計画を推進していく上で行政の体制は、きわめて重要な役割を担っているといえる。</p> <p>計画策定時の庁内体制としては、景観行政を担当する都市整備部まちづくり推進課（街なみ景観担当）と文化財保護行政を担当する教育委員会文化財課が事務局となって進めた。計画策定後の体制についても、まちづくり推進課と文化財課が中心となることは変わらないものの、計画策定時は、あくまで各々の職務を遂行しながら計画策定を行っており、十分な体制ではなかった。しかし、本計画を推進するに当たっては、庁内関係各課との連絡調整をはじめ、国・県等の関係機関との協議や協議会の開催などの様々な業務が今後増加していくことが想定されることから、これまでの体制では、本計画が目指す歴史的風致の維持及び向上が十分に達成できないおそれがある。</p> <p>さらに、文化財課が進めている善光寺周辺地区の伝統的建造物群保存地区指定についても、指定後の修理修景事業については、景観形成や建築的内容が主であるために、都市整備部局であるまちづくり推進課が業務を引き継いでいく予定である。したがって、まちづくり推進課が担当する業務は、歴史的まちなみの保全等を中心に、今後ますます業務が増大していくことが想定されることから、街なみ景観担当とは別に、歴史まちづくりを推進していくための体制が必要不可欠である。</p> <p>以上を踏まえ、本市では、歴史的風致維持向上計画を推進していくために、計画策定時と同じく、事務局をまちづくり推進課と文化財課にするものの、庁内及び国・県等の関係機関との調整については窓口を一本化した方が望ましいと考え、「総合窓口」として、新たにまちづくり推進課内に「歴史的まちなみ整備室」を設置する。さらに、この歴史的まちなみ整備室は、総合窓口としての機能の他に、善光寺周辺地区の伝統地区指定に向けた取り組みを文化財課と協力して推進するなど、重点区域内の歴史的まちなみの形成についても取り組んでいく。これに伴い、現在の街なみ景観担当は、長野市全域の景観形成を図るために、景観計画や屋外広告物条例を主に担当する景観担当として体制を改める。さらに、歴史的風致の維持及び向上を目的とした庁内全体の連携体制を構築するために、関係各課の担当者によって構成される「歴史まちづくり推進会議」を適宜開催し、情報共有や問題点の抽出等を行う。また、計画策定の進捗状況については、市長・副市長・すべての部長で組織される部長会議に随時報告し、庁内全体の最終調整を図っていく。加えて、歴史まちづくり法第11条に基づき、有識者等で構成される「長野市歴史的風致維持向上協議会」を、計画策定後も引き続き設置し、本計画の推進・変更に関して、様々な提案・意見等を得ることとする。その他、必要に応じて地方文化財保護審議会、都市計画審議会、景観審議会等の意見を聴くことで、より綿密な計画の進捗を図っていく。</p> <p>なお、平成29年度の機構改革により、まちづくり推進課は都市政策課に改編された。</p>	<p>(P181)</p> <p>4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携並びに推進体制</p> <p>本市における歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者ないし管理者の理解、さらに市民等の協力が不可欠であるとともに、全体の調整役でもある行政が、所有者ないし管理者・市民等と十分な連携をとっていかなければならない。それゆえ、本計画を推進していく上で行政の体制は、きわめて重要な役割を担っているといえる。</p> <p>計画策定時の庁内体制としては、景観行政を担当する都市整備部まちづくり推進課（街なみ景観担当）と文化財保護行政を担当する教育委員会文化財課が事務局となって進めた。計画策定後の体制についても、まちづくり推進課と文化財課が中心となることは変わらないものの、計画策定時は、あくまで各々の職務を遂行しながら計画策定を行っており、十分な体制ではなかった。しかし、本計画を推進するに当たっては、庁内関係各課との連絡調整をはじめ、国・県等の関係機関との協議や協議会の開催などの様々な業務が今後増加していくことが想定されることから、これまでの体制では、本計画が目指す歴史的風致の維持及び向上が十分に達成できないおそれがある。</p> <p>さらに、現在、文化財課が進めている善光寺周辺地区の伝統的建造物群保存地区指定についても、指定後の修理修景事業については、景観形成や建築的内容が主であるために、都市整備部局であるまちづくり推進課が業務を引き継いでいく予定である。したがって、まちづくり推進課が担当する業務は、歴史的まちなみの保全等を中心に、今後ますます業務が増大していくことが想定されることから、街なみ景観担当とは別に、歴史まちづくりを推進していくための体制が必要不可欠である。</p> <p>以上を踏まえ、本市では、歴史的風致維持向上計画を推進していくために、計画策定時と同じく、事務局をまちづくり推進課と文化財課にするものの、庁内及び国・県等の関係機関との調整については窓口を一本化した方が望ましいと考え、「総合窓口」として、新たにまちづくり推進課内に「歴史的まちなみ整備室」を設置する。さらに、この歴史的まちなみ整備室は、総合窓口としての機能の他に、善光寺周辺地区の伝統地区指定に向けた取り組みを文化財課と協力して推進するなど、重点区域内の歴史的まちなみの形成についても取り組んでいく。これに伴い、現在の街なみ景観担当は、長野市全域の景観形成を図るために、景観計画や屋外広告物条例を主に担当する景観担当として体制を改める。さらに、歴史的風致の維持及び向上を目的とした庁内全体の連携体制を構築するために、関係各課の担当者によって構成される「歴史まちづくり推進会議」を適宜開催し、情報共有や問題点の抽出等を行う。また、計画策定の進捗状況については、市長・副市長・すべての部長で組織される部長会議に随時報告し、庁内全体の最終調整を図っていく。加えて、歴史まちづくり法第11条に基づき、有識者等で構成される「長野市歴史的風致維持向上協議会」を、計画策定後も引き続き設置し、本計画の推進・変更に関して、様々な提案・意見等を得ることとする。その他、必要に応じて地方文化財保護審議会、都市計画審議会、景観審議会等の意見を聴くことで、より綿密な計画の進捗を図っていく。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P186)</p> <p>計画推進に向けた市内組織の改正</p> <p>歴史まちづくり事業の実施 (担当事業課)</p> <p>計画の改善の報告 (助言、指導等)</p> <p>計画の提案 実施報告等</p> <p>事務局 (都市計画課 歴史のまちをなみ整備室、文化財課)</p> <p>市内における進行管理、調整体制</p> <p>部長会議 (市長、副市長、部長長)</p> <p>歴史的まちづくり推進会議 (担当者会議)</p> <p>報告・提案 意見等</p> <p>長野市歴史的風致維持向上協議会 ・学識経験者、関係者 ・地域の代表者 ・行政機関(国・県、長野市)</p> <p>文化財の所有者等</p> <p>連絡調整</p> <p>調整</p> <p>報告 意見</p> <p>第五次総合計画 前期基本計画 (実施計画)</p> <p>地方文化財保護審議会 都市計画審議会 景観審議会</p> <p>計画の推進体制</p> <p>国、県</p> <p>- 186 -</p>	<p>(P182)</p> <p>計画推進に向けた市内組織の改正</p> <p>歴史まちづくり事業の実施 (担当事業課)</p> <p>計画の改善の報告 (助言、指導等)</p> <p>計画の提案 実施報告等</p> <p>事務局 (まちづくり推進課 歴史のまちをなみ整備室、文化財課)</p> <p>市内における進行管理、調整体制</p> <p>部長会議 (市長、副市長、部長長)</p> <p>歴史的まちづくり推進会議 (担当者会議)</p> <p>報告・提案 意見等</p> <p>長野市歴史的風致維持向上協議会 ・学識経験者、関係者 ・地域の代表者 ・行政機関(長野県、長野市)</p> <p>文化財の所有者等</p> <p>連絡調整</p> <p>調整</p> <p>報告 意見</p> <p>第四次総合計画 後期基本計画 (実施計画)</p> <p>地方文化財保護審議会 都市計画審議会 景観審議会</p> <p>計画の推進体制</p> <p>国、県</p> <p>- 182 -</p>

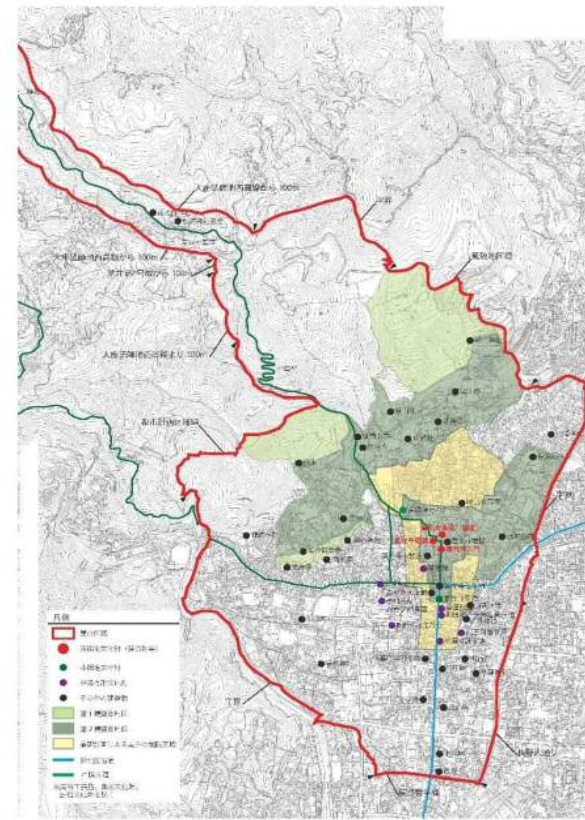
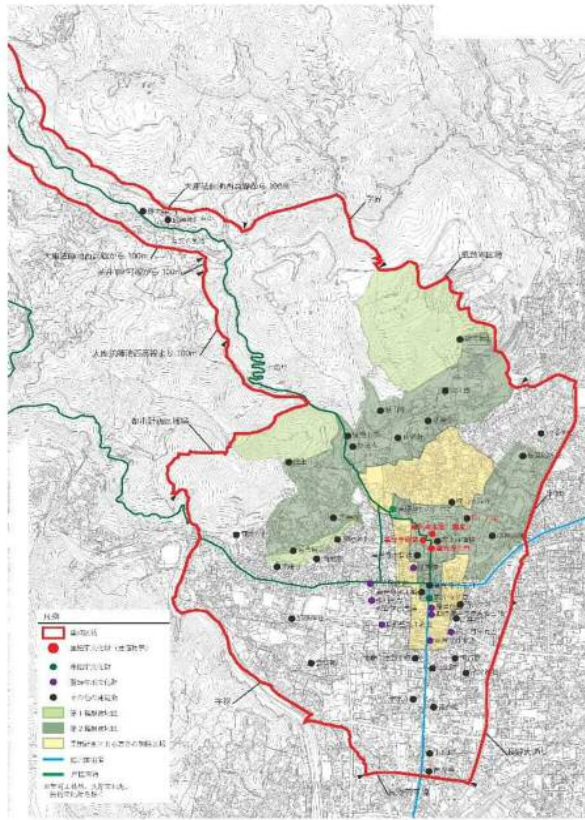
■新旧対照表

新

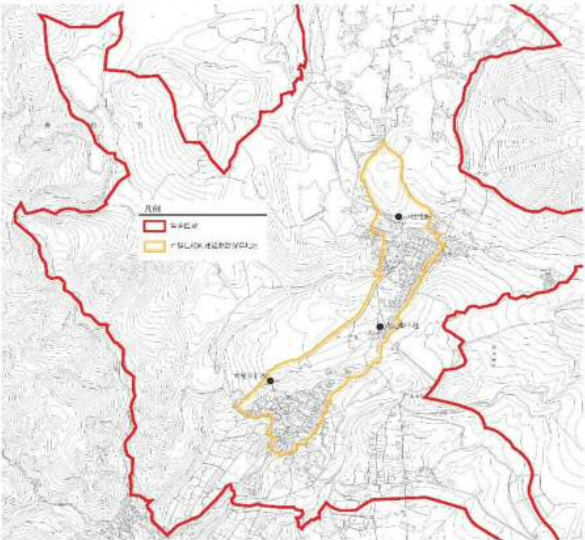
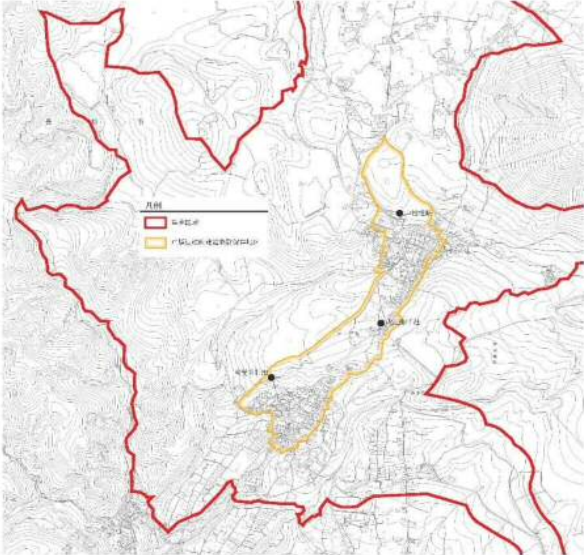
旧

(P198)



(P194)



■新旧対照表

新	旧
<p>(P227)</p> <p>(7) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例との連携</p> <p>長野市内の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成28年(2016)4月に「長野市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定した。</p> <p>さらに、平成28年(2016)8月には、条例に基づき、戸隠中社・宍光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、同保存地区の保存に関する計画(保存計画)を策定した。保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の土庫等の建築物や石垣等の工作物と共に、生垣や庭園、木路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。</p> <p>保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合には、事前に教育委員会の許可が必要であり、これにより、戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持向上を図っていく。</p> <p>なお、平成29年(2017)2月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。</p>  <p>長野市戸隠伝統的建造物群保存地区の位置 S=1:25,000</p> <p>- 227 -</p>	<p>(P223)</p> <p>(7) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例との連携</p> <p>長野市内の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成28年(2016)4月に「長野市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定した。</p> <p>さらに、平成28年(2016)8月には、条例に基づき、戸隠中社・宍光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、同保存地区の保存に関する計画(保存計画)を策定した。保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の土庫等の建築物や石垣等の工作物と共に、生垣や庭園、木路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。</p> <p>保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合には、事前に教育委員会の許可が必要であり、これにより、戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持向上を図っていく。</p>  <p>長野市戸隠伝統的建造物群保存地区の位置 S=1:25,000</p> <p>- 223 -</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P231)</p> <p>1 長野市全体にわたる方針</p> <p>(1) 文化財の保存活用の現状と今後の方針</p> <p>長野市には、国指定等の文化財及び県指定の文化財、市指定等の文化財は、526 件を数え、市内全域にわたって、有形、無形の文化財が分布している。</p> <p>合併を繰り返した長野市では、市域の広域化とともに文化財の総数も増加している。特に市指定文化財は、合併前の市町村ごとに文化財に対する取組み状況が異なっていたため、現行では指定物件の内容に地域差が生じている。また市域の拡大によって、地域で育まれてきた無数の有形・無形の文化財の把握が困難になり、価値が認識されないままに消失してしまうことも少なくない。文化財は指定・未指定に関わらず、長野市の歴史と文化を理解する上で不可欠なものであり、幅広く情報を収集し、地域固有の財産として未来に受け継いでいくための取り組みを進める必要がある。具体的には、文化財の調査を行い、価値が認められたものについては、市の指定・国の登録制度の活用を検討する。</p> <p>本市の国指定等文化財については、保存修理工事に併せて、個別の保存管理計画を策定している。今後は、その他指定文化財についても、多目的な利活用が見込まれることから、保存管理計画の策定も検討する。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する方針</p> <p>文化財を後世に保存・継承するためには、経年変化による劣化状況を適切に把握しておくことが重要である。そのため、長野市では市所有の歴史的建造物を対象として、順次劣化状況診断を実施し、文化財の現況把握に努め、保存修理の方針、整備時期の検討を進める。また、国指定等文化財の現状変更を伴う大規模な修理や整備等を実施する場合には、文化財保護法及び関係法令を遵守し、適切な手続きをとるとともに、文化庁や長野県教育委員会との連携のもと、整備委員会を設置して、専門の有識者より指導助言を得ながら実施する。県・市指定文化財については、地方文化財保護審議会の専門委員より適宜指導助言を得ながら修理等を実施する。なお、文化財の修理や整備を行う際は、国指定等、県指定、市指定を問わず、歴史の真正性を担保するため、事前に歴史資料の調査を入念に行う。</p> <p>市所有以外の文化財については、所有者が適切な管理や計画的な修理を行う必要があり、所有者と行政機関との連携が基本となる。市では、年に1回所有者・管理者研修会を実施し、適切な文化財保護に関わる情報交換を進めるとともに、長野県文化財保護協会長野支部による協力のもと、文化財パトロールを実施しており、所有者・管理者との情報の共有と連携の強化を進める。</p>  <p>地方文化財保護審議会による建造物保存修理の現地指導</p> <p>- 231 -</p>	<p>(P227)</p> <p>1 長野市全体にわたる方針</p> <p>(1) 文化財の保存活用の現状と今後の方針</p> <p>長野市には、国指定等の文化財及び県指定の文化財、市指定等の文化財は、520 件を数え、市内全域にわたって、有形、無形の文化財が分布している。</p> <p>合併を繰り返した長野市では、市域の広域化とともに文化財の総数も増加している。特に市指定文化財は、合併前の市町村ごとに文化財に対する取組み状況が異なっていたため、現行では指定物件の内容に地域差が生じている。また市域の拡大によって、地域で育まれてきた無数の有形・無形の文化財の把握が困難になり、価値が認識されないままに消失してしまうことも少なくない。文化財は指定・未指定に関わらず、長野市の歴史と文化を理解する上で不可欠なものであり、幅広く情報を収集し、地域固有の財産として未来に受け継いでいくための取り組みを進める必要がある。具体的には、文化財の調査を行い、価値が認められたものについては、市の指定・国の登録制度の活用を検討する。</p> <p>本市の国指定等文化財については、保存修理工事に併せて、個別の保存管理計画を策定している。今後は、その他指定文化財についても、多目的な利活用が見込まれることから、保存管理計画の策定も検討する。</p> <p>(2) 文化財の修理に関する方針</p> <p>文化財を後世に保存・継承するためには、経年変化による劣化状況を適切に把握しておくことが重要である。そのため、長野市では市所有の歴史的建造物を対象として、順次劣化状況診断を実施し、文化財の現況把握に努め、保存修理の方針、整備時期の検討を進める。また、国指定等文化財の現状変更を伴う大規模な修理や整備等を実施する場合には、文化財保護法及び関係法令を遵守し、適切な手続きをとるとともに、文化庁や長野県教育委員会との連携のもと、整備委員会を設置して、専門の有識者より指導助言を得ながら実施する。県・市指定文化財については、地方文化財保護審議会の専門委員より適宜指導助言を得ながら修理等を実施する。なお、文化財の修理や整備を行う際は、国指定等、県指定、市指定を問わず、歴史の真正性を担保するため、事前に歴史資料の調査を入念に行う。</p> <p>市所有以外の文化財については、所有者の適切な管理や計画的な修理を行う必要があり、所有者と行政機関との連携が基本となる。市では、年に1回所有者・管理者研修会を実施し、適切な文化財保護に関わる情報交換を進めるとともに、長野県文化財保護協会長野支部による協力のもと、文化財パトロールを実施しており、所有者・管理者との情報の共有と連携の強化を進める。</p>  <p>地方文化財保護審議会による建造物保存修理の現地指導</p> <p>- 227 -</p>


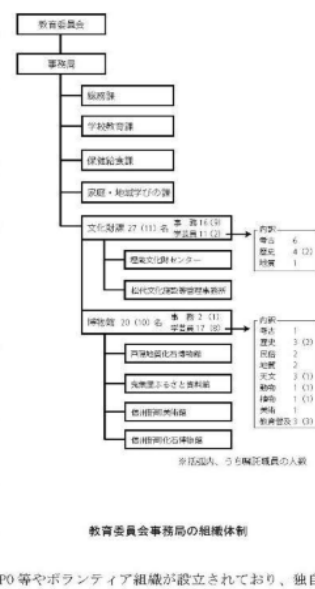
■新旧対照表

新	旧
<p>(P232)</p> <p>また、指定文化財の所有者等が行う文化財保護に要する管理・修理等の経費に対しては、予算の範囲内で補助金を交付する。さらに指定文化財以外でも、長野市の歴史的風致を形成する歴史的風致形成建造物に指定するものについては、保存・活用のための修理に必要な支援を行っていく。</p> <p>〔3〕文化財の保存活用を行うための施設に関する方針</p> <p>長野市内には、博物館及び博物館相当施設が複数あり、市立博物館を中心として地域の文化財を保存・活用するための取り組みが進められている。</p> <p>長野市小島田町の川中森古歌塚史跡公園に立地する長野市立博物館は、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）に基づく総合博物館で、長野盆地を中心とする地域の自然と人とのかかわりを研究・展示している。博物館では天体観測室やプラネタリウムなどが設置されており、歴史以外にも自然科学の情報発信拠点として機能している。また館内には埋蔵文化財センターが併設されており、市内の遺跡発掘調査に関する最新情報や、貴重な考古学資料が収蔵されている。</p> <p>松代地域には、真田家から譲渡された大名道具を中心に所蔵する真田宝物館が昭和44年（1969）に開設されている。真田宝物館には真田家伝来の武具や調度品、古文書などの膨大な資料が収蔵されており、松代地区の生涯学習・観光の中核拠点として、また、松代城跡や真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅など松代に点在する文化財の管理事務所として機能している。</p> <p>戸隠地域には、戸隠地質化石博物館が平成20年（2008）に開設された。当施設は、長野市及びその周辺の地質や自然資料を取り扱う博物館で、旧茶臼山自然史館と旧戸隠地質化石館を統合し、旧^{しんがき}小学校校舎を整備して開館したものである。フィールドワークなどを積極的に取り入れ、来館者が収蔵庫や研究室などの舞台裏を見たり触れたりできる市民参加型の利活用が進められている。</p> <p>鬼無里地域には、かつて鬼無里の経済を支えた麻に関わる資料や、市指定文化財である複数の屋台と神楽が保存された鬼無里ふるさと資料館がある。特に鬼無里神社の屋台は、現在でも祭事に利用されており、地域文化の継承施設として機能している。</p> <p>これ以外にも、平成22年（2010）に合併した信州新町の博物館（新町美術館・有島生馬記念館・化石博物館・ミュージアム）や、善光寺門前町の「門前商家ちよっ蔵おいらい館」など、地域の特色に合わせた施設が存在し、地域文化財の保存活用が進められている。今後は、多機関連携を進め、同一テーマによる展示企画や移動展示などによる情報の相互交流を行うことにより、さらに幅広い世代を引き付ける魅力的な施設運営を進めていく。</p> <p>また、市内に点在する文化財を広く理解し、より高い関心をもってもらうためには、個々の文化財について、名称や位置、内容などを容易に理解できるよう整備していくとともに、多様な歴史的遺産を結びつけるストーリーと文化財巡りのルートづくりが必要である。文化財の名称を記した標柱や文化財の内容を示す説明板等、文化財の理解を助ける設備の</p>	<p>(P228)</p> <p>また、指定文化財の所有者等が行う文化財保護に要する管理・修理等の経費に対しては、予算の範囲内で補助金を交付する。さらに指定文化財以外でも、長野市の歴史的風致を形成する歴史的風致形成建造物に指定するものについては、保存・活用のための修理に必要な支援を行っていく。</p> <p>〔3〕文化財の保存活用を行うための施設に関する方針</p> <p>長野市内には、博物館及び博物館相当施設が複数あり、市立博物館を中心として地域の文化財を保存・活用するための取り組みが進められている。</p> <p>長野市小島田町の八幡原史跡公園に立地する長野市立博物館は、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）に基づく総合博物館で、長野盆地を中心とする地域の自然と人とのかかわりを研究・展示している。博物館では天体観測室やプラネタリウムなどが設置されており、歴史以外にも自然科学の情報発信拠点として機能している。また館内には埋蔵文化財センターが併設されており、市内の遺跡発掘調査に関する最新情報や、貴重な考古学資料が収蔵されている。</p> <p>松代地域には、真田家から譲渡された大名道具を中心に所蔵する真田宝物館が昭和44年（1969）に開設している。真田宝物館には真田家伝来の武具や調度品、古文書などの膨大な資料が収蔵されており、松代地区の生涯学習・観光の中核拠点として、また、松代城跡や真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅など松代に点在する文化財の管理事務所として機能している。</p> <p>戸隠地域には、戸隠地質化石博物館が平成20年（2008）に開設された。当施設は、長野市及びその周辺の地質や自然資料を取り扱う博物館で、旧茶臼山自然史館と旧戸隠地質化石館を統合し、旧^{しんがき}小学校校舎を整備して開館したものである。フィールドワークなどを積極的に取り入れ、来館者が収蔵庫や研究室などの舞台裏を見たり触れたりできる市民参加型の利活用が進められている。</p> <p>鬼無里地域には、かつて鬼無里の経済を支えた麻に関わる資料や、市指定文化財である複数の屋台と神楽が保存された鬼無里ふるさと資料館がある。特に鬼無里神社の屋台は、現在でも祭事に利用されており、地域文化の継承施設として機能している。</p> <p>これ以外にも、平成22年（2010）に合併した信州新町の博物館（新町美術館・有島生馬記念館・化石博物館・ミュージアム）や、善光寺門前町の「門前商家ちよっ蔵おいらい館」など、地域の特色に合わせた施設が存在し、地域文化財の保存活用が進められている。今後は、多機関連携を進め、同一テーマによる展示企画や移動展示などによる情報の相互交流を行うことにより、さらに幅広い世代を引き付ける魅力的な施設運営を進めていく。</p> <p>また、市内に点在する文化財を広く理解し、より高い関心をもってもらうためには、個々の文化財について、名称や位置、内容などを容易に理解できるよう整備していくとともに、多様な歴史的遺産を結びつけるストーリーと文化財巡りのルートづくりが必要である。文化財の名称を記した標柱や文化財の内容を示す説明板等、文化財の理解を助ける設備の</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P234)</p> <p>を実施し、分かりやすい文化財情報の発信に努める。市内の各種団体も、住民と連携して文化財めぐりや講演会等を行っており、今後もこうした取り組みを続けていく。</p> <p>〔7〕埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>長野市内には約1,000件の「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県教育委員会や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成・周知を図る。また埋蔵文化財包蔵地の情報は、前述の行政地図情報やデジタル図録にも掲載しており、随時、埋蔵文化財に関する最新情報を発信し、発掘調査の実施を含め適切な保護措置を行う。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所においても、未発見の埋蔵文化財の保護に万全を期すため、開発事業者と連携して、開発の事前把握に努めるとともに、積極的に試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時埋蔵文化財包蔵地の見直しを行う。</p> <p>近世の遺跡については、善光寺門前町や松代城下町の地下に遺跡が残っている事例が確認されている。これらの情報は、現在の長野市の歴史を解明する上で重要であることから、長野県教育委員会と連携しながら、適切な保護措置を行う。</p> <p>〔8〕文化財の保存活用に係る長野市教育委員会の体制</p> <p>文化財の保存活用については、長野市教育委員会事務局の文化財課と博物館が主な役割を担っている。文化財課では、文化財の保存活用に關する業務全般と、文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の管理・修理についての指導助言、必要経費の助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。また文化財課内の出先機関としては、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。埋蔵文化財センターでは、周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査などを実施しており、調査現場近隣の小学生を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に対する普及公開活動も行っている。松代文化施設等管理事務所では、真田邸（新御殿跡）や旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区の文化財の管理運営とともに、真田宝物館や象山記念館など博物館相当施設の管理運営、同館所蔵の真田家等に關する資料のデータベース化、調査研究を進めている。</p> <p>博物館は、長野市小島田町の川中島山崎歴史跡公園に位置する総合博物館を拠点として、戸隠、奥無里、信州新町に分館が存在し、各施設では、施設の特性を活かしたソフト事業や企画展示が行われている。文化財課所管の出先機関については、一部博物館の機能と類似しているため、文化財行政の組織運営の見直しを検討している。</p> <p>教育委員会の諮問機関としては、長野市文化財保護条例に基づき、長野市地方文化財保護審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。審議会は7名で構成されており、各専門分野は、近世史2名、考古1名、民俗1名、植物1名、建築史1名、宗教史1名で</p>	<p>(P230)</p> <p>公開や、修理工事中の現地説明会、出前講座等を実施し、分かりやすい文化財情報の発信に努める。市内の各種団体も、住民と連携して文化財めぐりや講演会等を行っており、今後もこうした取り組みを続けていく。</p> <p>〔7〕埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>長野市内には約1,000件の「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県教育委員会や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成・周知を図る。また埋蔵文化財包蔵地の情報は、前述の行政地図情報やデジタル図録にも掲載しており、随時、埋蔵文化財に関する最新情報を発信し、発掘調査の実施を含め適切な保護措置を行う。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所においても、未発見の埋蔵文化財の保護に万全を期すため、開発事業者と連携して、開発の事前把握に努めるとともに、積極的に試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時埋蔵文化財包蔵地の見直しを行う。</p> <p>近世の遺跡については、善光寺門前町や松代城下町の地下に遺跡が残っている事例が確認されている。これらの情報は、現在の長野市の歴史を解明する上で重要であることから、長野県教育委員会と連携しながら、適切な保護措置を行う。</p> <p>〔8〕文化財の保存活用に係る長野市教育委員会の体制</p> <p>文化財の保存活用については、長野市教育委員会事務局の文化財課と博物館が主な役割を担っている。文化財課では、文化財の保存活用に關する業務全般と、文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の管理・修理についての指導助言、必要経費の助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。また文化財課内の出先機関としては、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。埋蔵文化財センターでは、周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査などを実施しており、調査現場近隣の小学生を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に対する普及公開活動も行っている。松代文化施設等管理事務所では、真田邸（新御殿跡）や旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区の文化財の管理運営とともに、真田宝物館や象山記念館など博物館相当施設の管理運営、同館所蔵の真田家等に關する資料のデータベース化、調査研究を進めている。</p> <p>博物館は、長野市小島田町の八幡原史跡公園に位置する総合博物館を拠点として、戸隠、奥無里、信州新町に分館が存在し、各施設では、施設の特性を活かしたソフト事業や企画展示が行われている。文化財課所管の出先機関については、一部博物館の機能と類似しているため、文化財行政の組織運営の見直しを検討している。</p> <p>教育委員会の諮問機関としては、長野市文化財保護条例に基づき、長野市地方文化財保護審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。審議会は7名で構成されており、</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P235)</p> <p>ある。</p> <p>市内の体制としては、文化財課（埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む）に、事務職16名、学芸員11名の計27人体制で、学芸員の専門は、考古6名、歴史5名となっている。また、博物館には、事務職2名、学芸員17名の計19人がおり、その内訳は、「教育委員会事務局の組織体制」とおりとなっている。</p> <p>(9) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の方針</p> <p>長野市において、文化財の保存活用に関わる団体は、地域ごとに複数存在する。市内全域の文化財保護活動としては、長野県文化財保護協会長野支部があり、市と協働で文化財パトロールや所有者管理者研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。また善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、独自の取り組みを展開している。</p> <p>今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民の主体による文化財保護活動を進めていく。</p>  <p style="text-align: center;">教育委員会事務局の組織体制</p> <p style="text-align: center;">※括弧内、うち職員数21名</p>	<p>(P231)</p> <p>各専門分野は、近世史2名、考古1名、民俗1名、植物1名、建築史1名、宗教学史1名である。</p> <p>市内の体制としては、文化財課（埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む）に、事務職16名、学芸員11名の計27人体制で、学芸員の専門は、考古6名、歴史4名、地質1名となっている。また、博物館には、事務職2名、学芸員17名の計19人がおり、その内訳は、「教育委員会事務局の組織体制」とおりとなっている。</p> <p>(9) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の方針</p> <p>長野市において、文化財の保存活用に関わる団体は、地域ごとに複数存在する。市内全域の文化財保護活動としては、長野県文化財保護協会長野支部があり、市と協働で文化財パトロールや所有者管理者研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。また善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、独自の取り組みを展開している。</p> <p>今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民の主体による文化財保護活動を進めていく。</p>  <p style="text-align: center;">教育委員会事務局の組織体制</p> <p style="text-align: center;">※括弧内、うち職員数17名</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P236)</p> <p>2 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画 ①善光寺・戸隠地区 善光寺・戸隠地区においては、善光寺と戸隠神社という2つの神社仏閣を中心に、信仰と関連した有形・無形の文化財が多数存在している。 善光寺境内には、国宝の善光寺本堂をはじめ、重要文化財の善光寺三門や善光寺経蔵、市指定記念物の善光寺参道（石敷）があり、所有者である善光寺によって、その保存管理や活用が進められている。また善光寺では、建造物の保有している耐震性能が、文化財的な価値の保存と活用時の安全性確保のために必要な耐震性能を満たしているかどうかを判定するとともに、耐震性能の向上措置等の対処方針を検討することを目的として、善光寺本堂耐震基礎診断事業を平成22・23年度に、善光寺経蔵耐震基礎診断事業を平成24・25年度に実施している。今後は、耐震診断事業の結果に基づき、耐震性能向上措置と安全対策の充実を図るとともに、「保存管理計画」を視野に、施設の適切な管理活用を進める。 善光寺に関連する無形文化財としては、市指定無形文化財の善光寺木遣りがある。善光寺木遣りは、善光寺御開帳の回向柱を松代より運ぶ時、節分会、御祭礼の山車を曳く時、その他建築木材の引き出し及び上棟会などに、棟梁及び高職等の職人多数で唄われており、江戸時代より口伝により唄い継がれてきたものである。市指定無形文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、正月行事など善光寺に関連する無形文化財は多数存在するが、未指定のものが多く、調査も不足している。今後は、善光寺に関連する無形の文化財についても調査を進め、必要に応じて本市の指定候補として検討を進めるなど、適切に維持・継承されていくことが望まれる。 また、善光寺周辺に位置する宿坊群や仲見世は、善光寺と一体となった歴史的景観を有しており、地区全体の景観保全が必要とされる。本市では、伝統的建造物群保存地区決定に向けた保存対策調査を実施しており、平成21年（2009）3月に報告書を刊行している。現在、都市整備部局や地元住民との調整、修理・修景基準の作成などの作業を進めており、地元合意が得られ次第、条例制定、都市計画決定の手続きを進める。さらに、善光寺周辺には、藤屋旅館や旧三原屋商店など、江戸時代から明治時代に築造された登録有形文化財が数軒存在しており、未指定の歴史的建造物も多数存在する。今後は、これらの善光寺周辺の歴史的建造物に関する継続的な調査が求められる。 奥社、中社、宝光社の三社からなる戸隠神社は、戸隠神社信仰遺跡としてそれぞれの境内地が県指定記念物（史跡）の指定を受ける。また戸隠神社奥社の杉並木の参道や周囲の原生林は、戸隠神社奥社社叢として県指定記念物（天然記念物）に指定されている。近年、戸隠神社の奥社参道には、観光客が増加していることから、史跡及び天然記念物としての適切な維持管理・活用を進めるため、長野県教育委員会を中心に現状把握調査及び保存管理計画の策定が進められている。</p>	<p>(P232)</p> <p>2 重点区域に関する事項 (1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画 ①善光寺・戸隠地区 善光寺・戸隠地区においては、善光寺と戸隠神社という2つの神社仏閣を中心に、信仰と関連した有形・無形の文化財が多数存在している。 善光寺境内には、国宝の善光寺本堂をはじめ、重要文化財の善光寺三門や善光寺経蔵、市指定記念物の善光寺参道（石敷）があり、所有者である善光寺によって、その保存管理や活用が進められている。また善光寺では、建造物の保有している耐震性能が、文化財的な価値の保存と活用時の安全性確保のために必要な耐震性能を満たしているかどうかを判定するとともに、耐震性能の向上措置等の対処方針を検討することを目的として、善光寺本堂耐震基礎診断事業を平成22・23年度に、善光寺経蔵耐震基礎診断事業を平成24・25年度に実施している。今後は、耐震診断事業の結果に基づき、耐震性能向上措置と安全対策の充実を図るとともに、「保存管理計画」を視野に、施設の適切な管理活用を進める。 善光寺に関連する無形文化財としては、市指定無形文化財の善光寺木遣りがある。善光寺木遣りは、善光寺御開帳の回向柱を松代より運ぶ時、節分会、御祭礼の山車を曳く時、その他建築木材の引き出し及び上棟会などに、棟梁及び高職等の職人多数で唄われており、江戸時代より口伝により唄い継がれてきたものである。市指定無形文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、正月行事など善光寺に関連する無形文化財は多数存在するが、未指定のものが多く、調査も不足している。今後は、善光寺に関連する無形の文化財についても調査を進め、必要に応じて本市の指定候補として検討を進めるなど、適切に維持・継承されていくことが望まれる。 また、善光寺周辺に位置する宿坊群や仲見世は、善光寺と一体となった歴史的景観を有しており、地区全体の景観保全が必要とされる。本市では、伝統的建造物群保存地区指定に向けた保存対策調査を実施しており、平成21年（2009）3月に報告書を刊行している。現在、都市計画部局や地元住民との調整、修理修景基準の作成などの作業を進めており、地元合意が得られ次第、条例制定、都市計画決定の手続きを進める。さらに、善光寺周辺には、藤屋旅館や旧三原屋商店など、江戸時代から明治時代に築造された登録有形文化財が数軒存在しており、未指定の歴史的建造物も多数存在する。今後は、これらの善光寺周辺の歴史的建造物に関する継続的な調査が求められる。 奥社、中社、宝光社の三社からなる戸隠神社は、戸隠神社信仰遺跡としてそれぞれの境内地が県指定記念物（史跡）の指定を受ける。また戸隠神社奥社の杉並木の参道や周囲の原生林は、戸隠神社奥社社叢として県指定記念物（天然記念物）に指定されている。近年、戸隠神社の奥社参道には、観光客が増加していることから、史跡及び天然記念物としての適切な維持管理・活用を進めるため、長野県教育委員会を中心に現状把握調査及び保存管理計画の策定が進められている。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P237)</p> <p>戸隠神社に關わる無形文化財としては、戸隠神社太々神樂が長野県無形民俗文化財の指定を受けている。この神樂は、北信地域に分布する戸隠神社系統の太々神樂のおおもとに位置付けられる神樂であり、戸隠神社本部によって、一山の神主が伝承する体制が整備されており、今後も適切な伝統文化継承を進めるための取り組みを支援する。</p> <p>戸隠神社中社、宝光社の周辺には、伝統的な宿坊群が広がっている。これらの歴史的な建造物については、善光寺周辺地区と同様に貴重な宿坊景観を有しているため、平成26～27年度伝統的建造物群保存地区の決定に向け二保存対策調査が行われ、その成果をもとに平成28年8月に長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を決定し、平成29年2月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。今後も地元と協働で歴史的な町並みを適切に保存・活用を進める。</p> <div data-bbox="369 678 947 734" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財支援事業（平成25年度～平成34年度） ・戸隠地区伝統的建造物群保存対策調査事業（平成26年度～平成27年度） </div> <p>②松代・若穂川田地区</p> <p>現在、松代・若穂川田地区内には、122件の指定等文化財が存在しており、城下町を中心として広域にわたって分布している。指定等文化財のうち、市所有の松代城跡、新御殿跡（真田邸）、旧文武学校、武家屋敷（旧横田家・旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸）、寺町商家については、松代文化施設等管理事務所が保存管理、活用を進めている。中でも、旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸・寺町商家の4施設は、指定管理制度の導入や地元団体による管理運営が行われており、今後も地元や民間団体と協働で市所有文化財の保存管理と積極的な活用を進める。</p> <p>大室古墳群は、平成9年度から保存整備事業が継続中であり、事業担当課である長野市教育委員会文化財課が管理している。史跡外の大室古墳館の管理は地元協力会に委託しているが、事業の進捗に伴い、平成26年度からは、エントランスゾーン全体を一般公開しており、今後もより多くの方々に管理運営に参加してもらい体制づくりを進める。</p> <p>松代・若穂川田地区における無形文化財としては、八橋流箏曲や大門踊りがあり、無形民俗文化財としては、祇園祭に關する勢獅子などが市の指定等を受けている。これらの市指定等を受けている無形の文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、町川田神社の御柱祭のような未指定の祭礼や伝統文化は多数残っており、今後も伝統文化継承のための調査を進める。</p> <p>また城下町に現存している歴史的建造物や水路・庭園などの中には、文化財指定等を受けていない物件も多く、松代地区の歴史的風致を維持・向上させるためには、これら未指定の物件に關する保全も重要な要素である。本市では、旧武家屋敷地であった四町（表柴町・馬場町・代官町・竹山町）を伝統環境保存区域に指定し、伝統環境保全の指導及び助</p>	<p>(P233)</p> <p>戸隠神社に關わる無形文化財としては、戸隠神社太々神樂が長野県無形民俗文化財の指定を受けている。この神樂は、北信地域に分布する戸隠神社系統の太々神樂のおおもとに位置付けられる神樂であり、戸隠神社本部によって、一山の神主が伝承する体制が整備されており、今後も適切な伝統文化継承を進めるための取り組みを支援する。</p> <p>戸隠の中社、宝光社の周辺には、伝統的な宿坊群が広がっている。これらの歴史的な建造物については、これまで本格的な保存対策調査が行われていないものの、善光寺周辺地区と同様に貴重な宿坊景観を有しているため、保存対策調査を実施して歴史的町並みの特性を把握する。</p> <div data-bbox="1332 630 1910 686" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財支援事業（平成25年度～平成34年度） ・戸隠地区伝統的建造物群保存対策調査事業（平成26年度～平成27年度） </div> <p>②松代・若穂川田地区</p> <p>現在、松代・若穂川田地区内には、122件の指定等文化財が存在しており、城下町を中心として広域にわたって分布している。指定等文化財のうち、市所有の松代城跡、新御殿跡（真田邸）、旧文武学校、武家屋敷（旧横田家・旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸）については、松代文化施設等管理事務所が保存管理、活用を進めている。中でも、旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸の3施設は、地元団体による管理運営が行われており、今後も地元と協働で市所有文化財の保存管理と積極的な活用を進める。</p> <p>大室古墳群は、平成9年度から保存整備事業が継続中であり、事業担当課である長野市教育委員会文化財課が管理している。史跡外の大室古墳館の管理は地元協力会に委託しているが、事業の進捗に伴い、平成26年度からは、エントランスゾーン全体を一般公開する予定であり、より多くの方々に管理運営に参加してもらい体制づくりを進める。</p> <p>松代・若穂川田地区における無形文化財としては、八橋流箏曲や大門踊りがあり、無形民俗文化財としては、祇園祭に關する勢獅子などが市の指定等を受けている。これらの市指定等を受けている無形の文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、町川田神社の御柱祭のような未指定の祭礼や伝統文化は多数残っており、今後も伝統文化継承のための調査を進める。</p> <p>また城下町に現存している歴史的建造物や水路・庭園などの中には、文化財指定等を受けていない物件も多く、松代地区の歴史的風致を維持・向上させるためには、これら未指定の物件に關する保全も重要な要素である。本市では、旧武家屋敷地であった四町（表柴町・馬場町・代官町・竹山町）を伝統環境保存区域に指定し、伝統環境保全の指導及び助</p>







■新旧対照表

新	旧
<p>(P238)</p> <p>成を実績するとともに、指定区域外に及ぶ歴史的建造物及び庭園の保全を進めるため、広域的な現況把握と国の登録制度の利用促進を図っている。特に松代の歴史的风致を特徴づける水路網は、保存区域の保全のみでは意味が無く、上流部の農地や後背山地の森林を含めた広域的な保全対策が必要とされるとともに、地域住民を主体とする保存組織の結成と行政によるバックアップが求められている。そのためには、関係部局による行政内部での意見集約を進め、業務の取扱い窓口を一本化するとともに、開発に対する対応・指導方針を定めることが必要である。</p> <p>平成24年（2012）3月には、長野電鉄屋代線が廃線となり、松代城跡や城下町を分断していた線路敷きや駅舎の跡地利用の検討が進められている。これに伴い、文化財単体での保存活用ではなく、松代地区全体でのランドデザインを再検討する必要性が高まっており、地域住民との連携のもと、行政内部での体制づくりを進め、松代地区内の地域ごとの特性を活かした保全対策を進める。</p> <div data-bbox="331 724 909 804" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市伝統景観保存事業（昭和59年度～） ・松代城下町歴史的建造物・庭園調査事業（平成23年度～平成26年度） ・無形文化財支援事業（平成25年度～平成34年度） </div> <p>③鬼無里地区</p> <p>鬼無里地区には、68件の指定等文化財が存在しているが、重要文化財白髭神社本殿を筆頭に、各集落の鎮守の社である神社本殿と観音堂・経蔵などの建造物32件が指定されている。このほか鬼無里地区には、裾花川上流域の奥裾花渓谷（県名勝）があるため、自然がつくり出したサンドパイプ、ハチノス状風化岩などの天然記念物26件が指定されている。</p> <p>白髭神社本殿のある日影地区では、春祭りに神楽が地区内を巡行し、本殿の覆屋を開いて地区の人々に一般公開している。神楽の神輿は、明治6年（1873）に彫工北村喜代松が制作したもので、明治から昭和にかけて神楽巡行に使われてきた。平成以降は、鬼無里ふさと資料館に保存収蔵されたため、新たに制作したものを祭事に使用している。北村喜代松制作の神楽の神輿は、今後とも資料館にて保存管理し、必要に応じて修理を行うものとする。</p> <p>神社本殿等の建造物は、桃山時代以降の地域の信仰を集めてきたものであり、春や秋には、多くの人々が集まり、祭事の舞台となってきた。これらの建造物は、地域の人々の厚い信仰で守られてきたものであり、今後とも地元と協働で保存管理と活用を進める。</p> <p>白髭神社周辺、鬼無里神社のある町区などには、明治時代以降の民家も多数あり、歴史的景観を形成している。これらは文化財指定を受けてはいないが、今後景観保全のために地域住民の協力と行政のバックアップによる保全策を進める。</p> <p>鬼無里神社のある町区では、春祭りに屋台（安政4年（1857）／彫工北村喜代松制作）</p>	<p>(P234)</p> <p>めた広域的な保全対策が必要とされるとともに、地域住民を主体とする保存組織の結成と行政によるバックアップが求められている。そのためには、関係部局による行政内部での意見集約を進め、業務の取扱い窓口を一本化するとともに、開発に対する対応・指導方針を定めることが必要である。</p> <p>平成24年（2012）3月には、長野電鉄屋代線が廃線となり、松代城跡や城下町を分断していた線路敷きや駅舎の跡地利用の検討が進められている。これに伴い、文化財単体での保存活用ではなく、松代地区全体でのランドデザインを再検討する必要性が高まっており、地域住民との連携のもと、行政内部での体制づくりを進め、松代地区内の地域ごとの特性を活かした保全対策を進める。</p> <div data-bbox="1294 651 1872 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市伝統景観保存事業（昭和59年度～） ・松代城下町歴史的建造物・庭園調査事業（平成23年度～平成26年度） ・無形文化財支援事業（平成25年度～平成34年度） </div> <p>③鬼無里地区</p> <p>鬼無里地区には、68件の指定等文化財が存在しているが、重要文化財白髭神社本殿を筆頭に、各集落の鎮守の社である神社本殿と観音堂・経蔵などの建造物32件が指定されている。このほか鬼無里地区には、裾花川上流域の奥裾花渓谷（県名勝）があるため、自然がつくり出したサンドパイプ、ハチノス状風化岩などの天然記念物26件が指定されている。</p> <p>白髭神社本殿のある日影地区では、春祭りに神楽が地区内を巡行し、本殿の覆屋を開いて地区の人々に一般公開している。神楽の神輿は、明治6年（1873）に彫工北村喜代松が制作したもので、明治から昭和にかけて神楽巡行に使われてきた。平成以降は、鬼無里ふさと資料館に保存収蔵されたため、新たに制作したものを祭事に使用している。北村喜代松制作の神楽の神輿は、今後とも資料館にて保存管理し、必要に応じて修理を行うものとする。</p> <p>神社本殿等の建造物は、桃山時代以降の地域の信仰を集めてきたものであり、春や秋には、多くの人々が集まり、祭事の舞台となってきた。これらの建造物は、地域の人々の厚い信仰で守られてきたものであり、今後とも地元と協働で保存管理と活用を進める。</p> <p>白髭神社周辺、鬼無里神社のある町区などには、明治時代以降の民家も多数あり、歴史的景観を形成している。これらは文化財指定を受けてはいないが、今後景観保全のために地域住民の協力と行政のバックアップによる保全策を進める。</p> <p>鬼無里神社のある町区では、春祭りに屋台（安政4年（1857）／彫工北村喜代松制作）が巡行されている。この屋台は、市指定有形文化財になっており、通常は鬼無里ふさと資料館に常設展示されている。このほか三嶋神社屋台（平区／明治6年（1873）／彫工北村喜代松制作）、皇大神社屋台（山内区／安政6年（1859）／彫工北村喜代松制作）、諏訪</p>





■新旧対照表

新	旧
<p>(P239)</p> <p>が巡行されている。この屋台は、市指定有形文化財になっており、通常は鬼無里ふるさと資料館に常設展示されている。このほか三船神社屋台（平区／明治6年（1873）／彫工北村喜代松制作）、皇大神社屋台（山内区／安政6年（1859）／彫工北村喜代松制作）、諏訪神社屋台（和歌区／嘉永4年（1851）・明治28年（1895）／彫工北村喜代松制作）が鬼無里ふるさと資料館に常設展示されている。鬼無里神社以外の屋台では、巡行の担い手が不足し、巡行を行っていない状況であるが、単に収蔵展示だけでなく地域と行政が協働で取り組み、屋台の保存活用を積極的に進める公開活用事業（祭事イベント等）の企画立案を進める。</p> <p>また、神社と寺院の指定文化財が多数を占めているが、それ以外の建造物や祭礼に伴う無形民俗文化財等、未指定の文化財についても調査を進め、地域の特性を顕現する文化財事象を適切に継承をしていくことが望まれる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業（平成25年度～平成34年度）</p> </div> <p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p> <p>文化財の修理に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の修理に関する方針」に従って適切に行っていく。</p> <p>①善光寺・戸隠地区</p> <p>重要文化財の善光寺経蔵は、これまで保存修理工事が未実施であり、屋根の劣化や基礎等の不陸が著しい状況にあった。平成24年度から耐震基礎診断事業を実施しており、平成26年度以降、耐震対策も含めた保存修理工事を実施した。また国宝の善光寺本堂についても、平成22・23年度に実施した耐震基礎診断事業により、短期的な対策と長期的な対策が求められており、速やかに短期的な耐震対策を実施した。</p> <p>また、戸隠伝統的建造物群保存地区である戸隠神社の中社・宝光社門前には、宿坊や民家、石垣などの歴史的建造物が多数現存している。これらの建造物は、所有者との協議を進め、保存計画に基づく修理及び修景を実施し、歴史的な町並みの維持及び向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・善光寺経蔵保存修理事業（平成24年度～平成29年度）</p> <p>・善光寺本堂耐震補強事業（平成26年度～平成28年度）</p> <p>・戸隠地域建造物修理修景助成事業（平成29年度～平成34年度）</p> </div> <p>②松代・若穂川田地区</p> <p>松代・若穂川田地区内には、多数の文化財が現存しており、適切な保存・活用を進めるためには、計画的な保存修理の実施が望ましい。文化財の保存修理に際しては、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を踏まえて歴史的価値を損ねないよう十分に検討を重ねる必要がある。</p>	<p>(P235)</p> <p>神社屋台（和歌区／嘉永4年（1851）・明治28年（1895）／彫工北村喜代松制作）が鬼無里ふるさと資料館に常設展示されている。鬼無里神社以外の屋台では、巡行の担い手が不足し、巡行を行っていない状況であるが、単に収蔵展示だけでなく地域と行政が協働で取り組み、屋台の保存活用を積極的に進める公開活用事業（祭事イベント等）の企画立案を進める。</p> <p>また、神社と寺院の指定文化財が多数を占めているが、それ以外の建造物や祭礼に伴う無形民俗文化財等、未指定の文化財についても調査を進め、地域の特性を顕現する文化財事象を適切に継承をしていくことが望まれる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業（平成25年度～平成34年度）</p> </div> <p>(2) 文化財の修理に関する具体的な計画</p> <p>文化財の修理に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の修理に関する方針」に従って適切に行っていく。</p> <p>①善光寺・戸隠地区</p> <p>重要文化財の善光寺経蔵は、これまでに保存修理工事が未実施であり、屋根の劣化や基礎等の不陸が著しい状況にある。平成24年度から耐震基礎診断事業を実施しており、平成26年度以降、耐震対策も含めた保存修理工事を実施する。また国宝の善光寺本堂についても、平成22・23年度に実施した耐震基礎診断事業により、短期的な対策と長期的な対策が求められており、速やかに短期的な耐震対策を実施する必要がある。</p> <p>また、戸隠伝統的建造物群保存地区である戸隠神社の中社・宝光社門前には、宿坊や民家、石垣などの歴史的建造物が多数現存している。これらの建造物は、所有者との協議を進め、保存計画に基づく修理及び修景を実施し、歴史的な町並みの維持及び向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・善光寺経蔵保存修理事業（平成24年度～平成29年度）</p> <p>・善光寺本堂耐震補強事業（平成26年度～平成28年度）</p> <p>・戸隠地域建造物修理修景助成事業（平成29年度～平成34年度）</p> </div> <p>②松代・若穂川田地区</p> <p>松代・若穂川田地区内には、多数の文化財が現存しており、適切な保存・活用を進めるためには、計画的な保存修理の実施が望ましい。文化財の保存修理に際しては、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を踏まえて歴史的価値を損ねないよう十分に検討を重ねる必要がある。</p> <p>史跡松代城跡附新御殿跡では、昭和56年（1981）の史跡指定後、翌年度に整備基本計画が策定されている。その後、築城調査を重ねた松代城跡では、平成7年度から築城整備事業として本丸石垣の修復や太鼓門等の復原が始まり、平成16年度より一般公開されて</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P240)</p> <p>史跡松代城跡附新御殿跡では、昭和56年(1981)の史跡指定後、翌年度に整備基本計画が策定されている。その後、発掘調査を重ねた松代城跡では、平成7年度から環境整備事業として本丸石垣の修復や太鼓門等の復原が始まり、平成16年度より一般公開されている。新御殿跡は平成16年度より御殿本体や庭園等を対象とする保存整備事業が始まり、平成24年度に竣工している。松代城跡と新御殿跡は同一史跡として指定されながらも、長野電鉄屋代線の線路敷きによって分断されており、往時の城郭景観を消失していることが課題であったが、鉄路の廃止と敷地の譲渡により城郭本来の姿に向けた保存整備が可能となる状況が生まれた。平成27年10月に史跡指定範囲が拡大され、今後は、地域住民との合意を回りつつ、旧城郭域の公有化とその保存整備を目指していくとともに、周辺施設の整備も視野に、松代地区の中核拠点としての総合的な整備についても検討していく。</p> <p>史跡旧文武学校は、安政2年(1855)に開校した江戸時代の松代藩校であり、昭和48年度から昭和53年度に保存復原が行われ、平成5年度から平成9年度に槍術所等を修築復原している。昭和の修理から30年以上が経過した建築物では、屋根や土壁を中心に劣化が著しく、平成23年(2011)の東日本大震災では毀損箇所が拡大している。本市では平成23年度より上層等の解体に着手しており、平成31年度までの9ヵ年間に保存修理に加え、公開活用のための耐震補強を含めた環境整備を実施する。</p> <p>江戸時代の中級武家屋敷である旧横田家住宅は、昭和61年(1986)の重要文化財指定後、平成3年度までに全面的な解体修理が行われたが、主屋・隠居屋等の茅葺屋根や一部木部に劣化が生じているため、建造物の保存修理事業を予定している。</p> <p>市指定文化財の旧松代藩鐘楼は、江戸時代に昼夜の別なく一刻(2時間)ごとに鐘を撞いて時刻を知らせたといわれており、平成23年度から保存整備及び建物周辺の広場整備</p>  <p>松代城跡城郭域</p>  <p>旧文武学校整備委員会</p>  <p>旧松代藩鐘樓の修理</p>	<p>(P236)</p> <p>新御殿跡は平成16年度より御殿本体や庭園等を対象とする保存整備事業が始まり、平成24年度に竣工している。松代城跡と新御殿跡は同一史跡として指定されながらも、長野電鉄屋代線の線路敷きによって分断されており、往時の城郭景観を消失していることが課題であったが、鉄路の廃止と敷地の譲渡により城郭本来の姿に向けた保存整備が可能となる状況が生まれた。平成27年10月に史跡指定範囲が拡大され、今後は、地域住民との合意を回りつつ、旧城郭域の公有化とその保存整備を目指していくとともに、周辺施設の整備も視野に、松代地区の中核拠点としての総合的な整備についても検討していく。</p> <p>史跡旧文武学校は、安政2年(1855)に開校した江戸時代の松代藩校であり、昭和48年度から昭和53年度に保存復原が行われ、平成5年度から平成9年度に槍術所等を修築復原している。昭和の修理から30年以上が経過した建築物では、屋根や土壁を中心に劣化が著しく、平成23年(2011)の東日本大震災では毀損箇所が拡大している。本市では平成23年度より上層等の解体に着手しており、平成31年度までの9ヵ年間に保存修理に加え、公開活用のための耐震補強を含めた環境整備を実施する。</p> <p>江戸時代の中級武家屋敷である旧横田家住宅は、昭和61年(1986)の重要文化財指定後、平成3年度までに全面的な解体修理が行われたが、主屋・隠居屋等の茅葺屋根や一部木部に劣化が生じているため、建造物の保存修理事業を予定している。</p> <p>市指定文化財の旧松代藩鐘楼は、江戸時代に昼夜の別なく一刻(2時間)ごとに鐘を撞いて時刻を知らせたといわれており、平成23年度から保存整備を実施している。今後は建物周辺の広場整備を進め、平成26年度の一般公開を予定している。また江戸時代末期から明治時代の商家である市指定文化財の寺町商家についても、平成23年度から保存整備事業に着手しており、平成27年度の一般公開を予定している。本物件では商家として</p>  <p>松代城跡城郭域</p>  <p>旧文武学校整備委員会</p>  <p>旧松代藩鐘樓の修理</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P241)</p> <p>を実施し、平成26年度に一般公開を開始した。また、江戸時代末期から明治時代の商家である市指定文化財の寺町商家についても、平成23年度から保存整備事業に着手しており、平成27年度に一般公開を開始した。本物件では商家としての特性を活かした利活用を図るため、整備前から市民ワークショップを開催して多様な意見を募っており、今後も武家屋敷とは異なる商家の暮らし振りを味わいが体感できる文化財としての利活用を進める。</p> <p>史跡大室古墳群では、平成9年度から平成25年度にかけて実施しているエントランスゾーン・施設整備ゾーンに引き続き、積石塚古墳・合葬形石室が密集する遺構復原ゾーンの古墳の保存整備事業を予定している。事業では、古墳の保存修理とともに園路や説明板等の見学者の利便性向上、学校教育及び生涯学習の場としての利活用を推進するための設備整備を進める。</p> <p>松代藩主真田家の菩提寺である長国寺は、境内地の大部分が史跡松代藩主真田家墓所に指定されている。史跡は、長国寺の境内地と真田家霊屋・墓所区域に大別されるが、長国寺が一体のものとして管理しており、平成17年(2005)に整備基本計画を策定している。平成18年度から平成23年度までの6年間に保存整備事業を実施しており、史跡内の環境整備が進められた。境内には重要文化財の真田信之霊屋、泉空の真田信弘霊屋、長国寺開山堂などの歴史的建造物が存在し、真田信弘霊屋及び長国寺開山堂は、劣化が進行しており対策が必要とされている。また松代地区内では、大英寺本堂、熊野出速雄神社本堂、林正寺本堂など、県指定文化財の劣化・破損が進行しており、早急な対策が求められている。今後は、県教育委員会との連携のもと、所有者との協議を進め、歴史的風致形成建造物の指定も視野に保存対策を講じる必要がある。</p> <div data-bbox="689 437 945 608">  <p>劣化の進む長国寺開山堂 (長野県宝)</p> </div> <div data-bbox="689 647 945 818">  <p>劣化の進む大英寺本堂 (長野県宝)</p> </div> <div data-bbox="369 1106 945 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡旧文武学校保存整備事業 (平成23年度～平成31年度) ・史跡大室古墳群保存整備事業 (平成26年度～) ・史跡松代城跡保存整備調査研究事業 (平成25年度) ・旧横田家住宅保存整備事業 (平成27年度～平成32年度) ・旧松代藩御膳所広場整備事業 (平成24年度～平成25年度) ・寺町商家 (旧山籠家住宅) 保存整備事業 (平成23年度～平成26年度) ・県宝大英寺本堂保存修理事業 (平成26年度～平成30年度) </div>	<p>(P237)</p> <p>の特性を活かした利活用を図るため、整備前から市民ワークショップを開催して多様な意見を募っており、武家屋敷とは異なる商家の暮らし振りを味わいが体感できる文化財としての利活用を進める予定である。</p> <p>史跡大室古墳群では、平成9年度から平成25年度にかけて実施しているエントランスゾーン・施設整備ゾーンに引き続き、積石塚古墳・合葬形石室が密集する遺構復原ゾーンの古墳の保存整備事業を予定している。事業では、古墳の保存修理とともに園路や説明板等の見学者の利便性向上、学校教育及び生涯学習の場としての利活用を推進するための設備整備を進める。</p> <p>松代藩主真田家の菩提寺である長国寺は、境内地の大部分が史跡松代藩主真田家墓所に指定されている。史跡は、長国寺の境内地と真田家霊屋・墓所区域に大別されるが、長国寺が一体のものとして管理しており、平成17年(2005)に整備基本計画を策定している。平成18年度から平成23年度までの6年間に保存整備事業を実施しており、史跡内の環境整備が進められた。境内には重要文化財の真田信之霊屋、泉空の真田信弘霊屋、長国寺開山堂などの歴史的建造物が存在し、真田信弘霊屋及び長国寺開山堂は、劣化が進行しており対策が必要とされている。また松代地区内では、大英寺本堂、熊野出速雄神社本堂、林正寺本堂など、県指定文化財の劣化・破損が進行しており、早急な対策が求められている。今後は、県教育委員会との連携のもと、所有者との協議を進め、歴史的風致形成建造物の指定も視野に保存対策を講じる必要がある。</p> <div data-bbox="1653 437 1908 608">  <p>劣化の進む長国寺開山堂 (長野県宝)</p> </div> <div data-bbox="1653 647 1908 818">  <p>劣化の進む大英寺本堂 (長野県宝)</p> </div> <div data-bbox="1332 1031 1908 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡旧文武学校保存整備事業 (平成23年度～平成31年度) ・史跡大室古墳群保存整備事業 (平成26年度～) ・史跡松代城跡保存整備調査研究事業 (平成25年度) ・旧横田家住宅保存整備事業 (平成27年度～平成32年度) ・旧松代藩御膳所広場整備事業 (平成24年度～平成25年度) ・寺町商家 (旧山籠家住宅) 保存整備事業 (平成23年度～平成26年度) ・真田大英寺本堂保存修理事業 (平成26年度～平成30年度) ・史跡松代城跡保存整備事業 (平成27年度～平成34年度) ・県宝長国寺開山堂保存修理事業 (平成27年度～平成29年度) ・県立林正寺本堂保存修理事業 (平成27年度～平成30年度) </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P242)</p> <div data-bbox="331 440 909 520" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡絵巻城跡保存整備事業（平成 27 年度～平成 34 年度） ・原宝長国寺開山堂保存修理事業（平成 27 年度～平成 29 年度） ・原宝林正寺本堂保存修理事業（平成 27 年度～平成 30 年度） </div> <p>③鬼無里地区</p> <p>鬼無里地区には、重要文化財 1 件と多数の市指定文化財建造物が存しており、適切な保存を進めるためには、計画的な保存修理を行うことが望ましい。国指定文化財の場合は、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を得て修理を行う必要がある。市指定文化財の場合には、文化財保護条例に基づく文化財保護事業補助金交付要領の規定に準じて、地方文化財保護審議会委員の指導の下に修理を計画的に行うものとする。</p> <p>平成 17 年（2005）1 月に合併した鬼無里地区は、これまでに文化財の修理実績はあまりないが、小鬼無里にある寛政 9 年（1797）建築の地藏堂は、漆喰の外壁等の劣化が進行したため、平成 23 年度に保存修理を実施している。</p> <p>平成 25 ～ 26 年度には、市指定文化財松巖寺観音堂の修理を実施した。松巖寺観音堂は、中心地区である町区に所在し、江戸時代前期寛永年間頃の建築で、入母屋造、妻入の建物で、全体的に劣化が進んでおり、修理によって歴史的価値を再生した。</p> <p>また、平成 28 ～ 29 年度には、市指定文化財松巖寺経蔵の修理を実施した。松巖寺経蔵は、寛政 7 年（1795）の建築で、経蔵の中には、県下でも数少ない六角輪蔵が現存している。経年劣化や平成 26 年 11 月に発生した長野県神城断層地震等の災害を受けたため、修理によって歴史的価値を再生した。</p> <p>鬼無里神社の屋台は、祭りに毎年活用されているために車輪等に劣化が漸次進行しており、劣化状況に基づき修理計画を立案する。</p> <div data-bbox="331 1007 909 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・松巖寺観音堂保存修理事業（平成 25 年度～平成 26 年度） ・松巖寺経蔵保存修理事業（平成 28 年度～平成 29 年度） </div> <p>〔3〕文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>①善光寺・戸隠地区</p> <p>善光寺・戸隠地区の文化財の多くは、民間の所有であり、長野市が所有する建造物は、登録有形文化財の「旧三河屋商店（ちよっ蔵おいらい館）」と「旧信濃中牛馬合資会社社屋（楽茶れんが館）」に限られる。前者は博物館の付属施設として位置付けられており、店舗部分を江戸時代の商家として整備してあるとともに、主屋 2 階や土蔵をギャラリーや会合に貸出しており、非常に高い人気を誇る。一方、後者の建物は観光振興課で所管しており、主に観光客を対象とする飲食施設として活用されている。どちらも善光寺周辺の歴史的景観に大きく寄与しており、適切な保存管理及び活用を進める。</p>	<p>(P238)</p> <p>③鬼無里地区</p> <p>鬼無里地区には、重要文化財 1 件と多数の市指定文化財建造物が存しており、適切な保存を進めるためには、計画的な保存修理を行うことが望ましい。国指定文化財の場合は、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を得て修理を行う必要がある。市指定文化財の場合には、文化財保護条例に基づく文化財保護事業補助金交付要領の規定に準じて、地方文化財保護審議会委員の指導の下に修理を計画的に行うものとする。</p> <p>平成 17 年（2005）1 月に合併した鬼無里地区は、これまでに文化財の修理実績はあまりないが、小鬼無里にある寛政 9 年（1797）建築の地藏堂は、漆喰の外壁等の劣化が進行したため、平成 23 年度に保存修理を実施している。</p> <p>平成 25 年度と平成 26 年度には、市指定文化財松巖寺観音堂の修理を実施する。松巖寺観音堂は、中心地区である町区に所在し、江戸時代前期寛永年間頃の建築で、入母屋造、妻入の建物で、全体的に劣化が進んでおり、修理によって歴史的価値を再生する。</p> <p>また、平成 28 年度と平成 29 年度には、市指定文化財松巖寺経蔵の修理を実施する。松巖寺経蔵は、寛政 7 年（1795）の建築で、経蔵の中には、県下でも数少ない六角輪蔵が現存している。経年劣化や平成 26 年 11 月に発生した長野県神城断層地震等の災害により被害を受けたため、修理によって歴史的価値を再生する。</p> <p>鬼無里神社の屋台は、祭りに毎年活用されているために車輪等に劣化が漸次進行しており、劣化状況に基づき修理計画を立案する。</p> <div data-bbox="1294 890 1872 949" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・松巖寺観音堂保存修理事業（平成 25 年度～平成 26 年度） ・松巖寺経蔵保存修理事業（平成 28 年度～平成 29 年度） </div> <p>〔3〕文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画</p> <p>①善光寺・戸隠地区</p> <p>善光寺・戸隠地区の文化財の多くは、民間の所有であり、長野市が所有する建造物は、登録有形文化財の「旧三河屋商店（ちよっ蔵おいらい館）」と「旧信濃中牛馬合資会社社屋（楽茶れんが館）」に限られる。前者は博物館の付属施設として位置付けられており、店舗部分を江戸時代の商家として整備してあるとともに、主屋 2 階や土蔵をギャラリーや会合に貸出しており、非常に高い人気を誇る。一方、後者の建物は観光振興課で所管しており、主に観光客を対象とする飲食施設として活用されている。どちらも善光寺周辺の歴史的景観に大きく寄与しており、適切な保存管理及び活用を進める。</p> <p>②松代・若穂川地区</p> <p>文化財の宝庫である松代・若穂川地区では、文化財の保存活用と連携したまちづくりを推進するためには、地域住民の活動をサポートするとともに市外からの来訪者に対して</p>

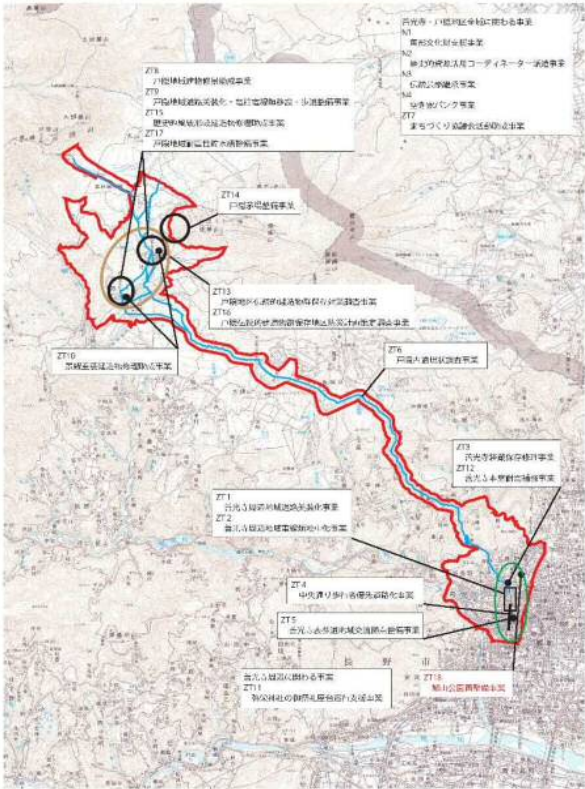
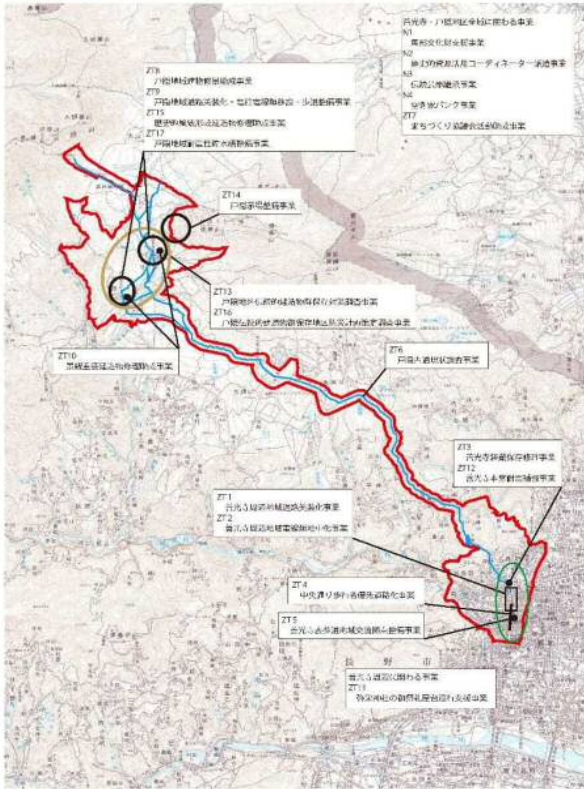
■新旧対照表

新	旧
<p>(P245)</p> <p>の構成の中で大部分を占めるのは、未指定の歴史的建造物や道路、河川といった公共施設であり、これらの未指定建造物等は、核となる文化財に対しても景観上大きな影響を与えている。したがって、文化財の価値や魅力を維持及び向上させていくためには、周辺環境についても、その保全に努めていく必要がある。</p> <p>本計画では、文化財の周辺環境を保全していくために、都市計画法や景観法に基づく規制・誘導を推進していくとともに、外観修景のための補助金を拡充していく。また、道路や河川などの公共施設については、電線類地中化や道路の美装化によって、歴史的建造物と一体となった良好な整備を行っていく。具体的には、善光寺本堂(国宝)や善光寺三門(重要文化財)の門前に広がる仲見世や宿坊群の歴史的まちなみについては、その保全を目的に、先述した伝統的建造物群保存地区の指定を検討しているところであるが、それらと一体となっている道路についても、電線類地中化や道路の美装化、水路改修などを行っていく。その価値や魅力をより一層高めていく。とりわけ、善光寺門前については、仲見世や宿坊が建ち並ぶ通りを中心に、既に景観重要道路に指定して電線類地中化や道路の美装化を進めているところであり、引き続き、魅力的な景観を創出するための整備を行っていく。また、同じく歴史的まちなみが広がる戸隠神社中社・宝光社門前の宿坊群についても、電線類移設・地中化、道路の美装化を行い、周辺の歴史的建造物と一体となった良好な景観形成に取り組んでいく。さらに、市民や観光客のまち歩きをより一層推進するために、文化財等に関する説明板や歩行者案内板の充実を図っていく。とりわけ、善光寺から戸隠に至る古道においては、歩行者案内板が不足していることから、現状を調査した上で、適切な位置に周辺景観にあったものを順次整備していく。</p> <div data-bbox="369 917 952 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・善光寺周辺地域道路美装化事業（平成15年度～平成32年度） ・善光寺周辺地域電線類地中化事業（平成17年度～平成32年度） ・戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設・歩道整備事業（平成30年度～平成34年度） ・城山公園再整備事業（平成29年度～平成32年度） </div> <p>②松代・若穂川田地区</p> <p>文化財を取り巻く周辺環境は多様であり、松代・若穂川田地区においては、地区内の特性を活かした景観保全が望まれる。現在、松代地区の景観保全としては、景観法に基づく景観計画推進地区や市独自条例による伝統環境保存区域などの景観保全地区が定められているが、歴史的景観を保全する上では十分に機能していない。景観計画推進地区における届出は1,000㎡以上の大規模開発に限られており、伝統環境保存区域についても、同じく届出制で罰則がないとともに、その範囲が限定されている。これは歴史的建造物が広域にわたって点在する松代地区では、行政主導の景観規制よりも所有者の保全意識の向上を促すゆるやかな景観誘導が望ましいと判断したためである。しかしながら結果として、景観に不調和な建造物が築造されることや、歴史的景観を有していた建造物が消失する結果を</p>	<p>(P241)</p> <p>制・誘導を推進していくとともに、外観修景のための補助金を拡充していく。また、道路や河川などの公共施設については、電線類地中化や道路の美装化によって、歴史的建造物と一体となった良好な整備を行っていく。具体的には、善光寺本堂(国宝)や善光寺三門(重要文化財)の門前に広がる仲見世や宿坊群の歴史的まちなみについては、その保全を目的に、先述した伝統的建造物群保存地区の指定を検討しているところであるが、それらと一体となっている道路についても、電線類地中化や道路の美装化、水路改修などを行っていく。その価値や魅力をより一層高めていく。とりわけ、善光寺門前については、仲見世や宿坊が建ち並ぶ通りを中心に、既に景観重要道路に指定して電線類地中化や道路の美装化を進めているところであり、引き続き、魅力的な景観を創出するための整備を行っていく。また、同じく歴史的まちなみが広がる戸隠神社中社・宝光社門前の宿坊群についても、電線類移設・地中化、道路の美装化を行い、周辺の歴史的建造物と一体となった良好な景観形成に取り組んでいく。さらに、市民や観光客のまち歩きをより一層推進するために、文化財等に関する説明板や歩行者案内板の充実を図っていく。とりわけ、善光寺から戸隠に至る古道においては、歩行者案内板が不足していることから、現状を調査した上で、適切な位置に周辺景観にあったものを順次整備していく。</p> <div data-bbox="1332 798 1915 877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・善光寺周辺地域道路美装化事業（平成15年度～平成32年度） ・善光寺周辺地域電線類地中化事業（平成17年度～平成32年度） ・戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設・歩道整備事業（平成30年度～平成34年度） </div> <p>②松代・若穂川田地区</p> <p>文化財を取り巻く周辺環境は多様であり、松代・若穂川田地区においては、地区内の特性を活かした景観保全が望まれる。現在、松代地区の景観保全としては、景観法に基づく景観計画推進地区や市独自条例による伝統環境保存区域などの景観保全地区が定められているが、歴史的景観を保全する上では十分に機能していない。景観計画推進地区における届出は1,000㎡以上の大規模開発に限られており、伝統環境保存区域についても、同じく届出制で罰則がないとともに、その範囲が限定されている。これは歴史的建造物が広域にわたって点在する松代地区では、行政主導の景観規制よりも所有者の保全意識の向上を促すゆるやかな景観誘導が望ましいと判断したためである。しかしながら結果として、景観に不調和な建造物が築造されることや、歴史的景観を有していた建造物が消失する結果を招いており、歴史的まちなみの景観保全意識は十分に浸透していないことが窺える。松代地区全体の景観保全は広域にわたるため、行政の関係部局間や地所住民との合意形成に時間を要することが予想されるが、松代地区内のゾーンごとに保全すべき歴史的景観と調和する周辺環境の具体的方針を検討する必要がある。</p> <p>また、史跡松代城跡や史跡旧文武学校などの文化財が集積する松代の中心市街地においては、平成14年度以降、街なみ環境整備事業を導入して、建物修景や電線類地中化、道</p>













■新旧対照表

新	旧
<p>(P246)</p> <p>宿っており、歴史的まちなみの景観保全意識は十分に浸透していないことが窺える。松代地区全体の景観保全は広域にわたるため、行政の関係部局間や地元住民との合意形成に時間を要することが予想されるが、松代地区内のゾーンごとに保全すべき歴史的景観と調和する周辺環境の具体的方針を検討する必要がある。</p> <p>また、史跡松代城跡や史跡田文武学校などの文化財が集積する松代の中心市街地においては、平成14年度以降、街なみ整備整備事業を導入して、建物修景や電線類地中化、道路の美装化を進めてきた。今後も引き続き、電線類地中化や道路の美装化等を順次進めていく。さらに、文化財の説明板や案内板の設置については、街なみ環境整備事業を導入している松代の市街地においては進んでいるものの、それ以外の地域においては不足しているところもあるため、今後、順次整備を進めていく。</p> <p>③鬼無里地区</p> <p>鬼無里地区は、裾花川沿いの裾花峡谷が「特色のある景観形成を特に推進する地区」にあげられているが、重点区域はそれからは外れている。また都市計画区域外であり、豊かな自然環境に囲まれた山間地域が広がっている。また、長野市景観計画の地域区分では山地に包括され、屋根は勾配屋根、周辺や背景の山並みとの調和、建築物の高さは周辺の樹林以下などとする景観形成基準が定められている。</p> <p>鬼無里地区においては、豊かな自然環境の中で景観計画に基づいた景観形成が行われているが、神社や寺院、民家等には古い建造物が多く残され、これまでに大規模開発も行われていないため、文化財の周辺環境も保全されているが、なお一層の地域住民の保全意識向上を図り、環境の保全に努める。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>文化財の防災に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の防災に関する方針」にしたがって適切に行っていく。</p> <p>①善光寺・戸隠地区</p> <p>国宝善光寺本堂については平成22～23年度に、重要文化財善光寺経蔵については平成24～25年度に、耐震基礎診断事業を実施しており、速やかに適切な耐震対策を計画し、保存修理と併せて実施した。</p> <p>また、善光寺・戸隠地区には、彫刻や工芸品、書籍など多数の重要文化財や県・市指定の有形文化財が存在する。歴史的建造物の防災性を向上させるため、必要箇所に耐震性貯水槽（防火水槽）の設置を進めるとともに、これらの収蔵施設等の現況課題を整理し、適切な防災体制を構築する。</p> <p>さらに、歴史的建造物が多く残る長野市戸隠伝統的建造物群保存地区においては、保存地区に相応しい防災計画策定に向けた調査を実施し、必要対策の検討を進め、地区特性に応じた防災対策（ソフト面及びハード面）を実施することで、地域防災力の向上を図る。</p>	<p>(P242)</p> <p>路の美装化を進めてきた。今後も引き続き、電線類地中化や道路の美装化等を順次進めていく。さらに、文化財の説明板や案内板の設置については、街なみ環境整備事業を導入している松代の市街地においては進んでいるものの、それ以外の地域においては不足しているところもあるため、今後、順次整備を進めていく。</p> <p>③鬼無里地区</p> <p>鬼無里地区は、裾花川沿いの裾花峡谷が「特色のある景観形成を特に推進する地区」にあげられているが、重点区域はそれからは外れている。また都市計画区域外であり、豊かな自然環境に囲まれた山間地域が広がっている。また、長野市景観計画の地域区分では山地に包括され、屋根は勾配屋根、周辺や背景の山並みとの調和、建築物の高さは周辺の樹林以下などとする景観形成基準が定められている。</p> <p>鬼無里地区においては、豊かな自然環境の中で景観計画に基づいた景観形成が行われているが、神社や寺院、民家等には古い建造物が多く残され、これまでに大規模開発も行われていないため、文化財の周辺環境も保全されているが、なお一層の地域住民の保全意識向上を図り、環境の保全に努める。</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>文化財の防災に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の防災に関する方針」にしたがって適切に行っていく。</p> <p>①善光寺・戸隠地区</p> <p>国宝善光寺本堂については平成22～23年度に、重要文化財善光寺経蔵については平成24～25年度に、耐震基礎診断事業を実施しており、速やかに適切な耐震対策を計画し、実施する必要がある。</p> <p>また、善光寺・戸隠地区には、彫刻や工芸品、書籍など多数の重要文化財や県・市指定の有形文化財が存在する。歴史的建造物の防災性を向上させるため、必要箇所に耐震性貯水槽（防火水槽）の設置を進めるとともに、これらの収蔵施設等の現況課題を整理し、適切な防災体制を構築する。</p> <p>さらに、歴史的建造物が多く残る長野市戸隠伝統的建造物群保存地区においては、保存地区に相応しい防災計画を策定し、地区特性に応じた防災対策（ソフト面及びハード面）を実施することで、地域防災力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・長野市戸隠伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査事業（平成29年度～平成30年度） ・戸隠地域耐震性貯水槽整備事業（平成29年度～平成30年度）</p> </div> <p>②松代・若穂川田地区</p> <p>松代・若穂川田地区の文化財は、積極的な利活用の推進を目標としているため、市所有</p>







■新旧対照表

新	旧
<p>(P257)</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業</p>  <p>事業総括図 (善光寺・戸隠地区) S=1/100,000</p>	<p>(P253)</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業</p>  <p>事業総括図 (善光寺・戸隠地区) S=1/100,000</p>





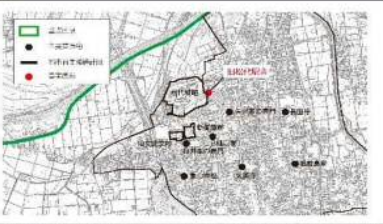

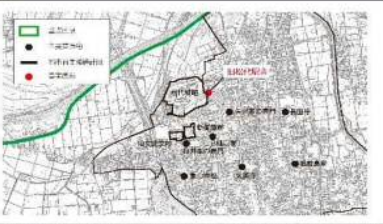



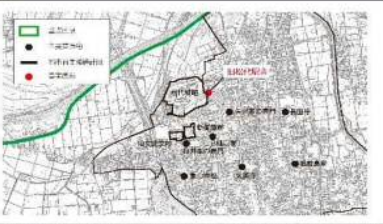

■新旧対照表

新	旧																																				
<p>(P265)</p> <table border="1"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>善光寺・戸隠地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>ZI 2</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>善光寺周辺地域電線類地中化事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 17 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、電線類を地中化し、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り、長野北122号線</p>  <p>電線類地中化作業の現状（釈迦堂通り）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>仲見世及び宿坊群の歴史的景観を阻害する電線類を地中化することで、門前町の沿道景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	善光寺・戸隠地区	事業番号	ZI 2	事業名	善光寺周辺地域電線類地中化事業	事業主体	長野市	事業期間	平成 17 年度～平成 32 年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所		事業概要	<p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、電線類を地中化し、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り、長野北122号線</p>  <p>電線類地中化作業の現状（釈迦堂通り）</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>仲見世及び宿坊群の歴史的景観を阻害する電線類を地中化することで、門前町の沿道景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P261)</p> <table border="1"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>善光寺・戸隠地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>ZI 2</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>善光寺周辺地域電線類地中化事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 17 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、電線類を地中化し、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り</p>  <p>電線類地中化作業の現状（釈迦堂通り）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>仲見世及び宿坊群の歴史的景観を阻害する電線類を地中化することで、門前町の沿道景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	善光寺・戸隠地区	事業番号	ZI 2	事業名	善光寺周辺地域電線類地中化事業	事業主体	長野市	事業期間	平成 17 年度～平成 32 年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所		事業概要	<p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、電線類を地中化し、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り</p>  <p>電線類地中化作業の現状（釈迦堂通り）</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>仲見世及び宿坊群の歴史的景観を阻害する電線類を地中化することで、門前町の沿道景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
重点区域名称	善光寺・戸隠地区																																				
事業番号	ZI 2																																				
事業名	善光寺周辺地域電線類地中化事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成 17 年度～平成 32 年度																																				
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、電線類を地中化し、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り、長野北122号線</p>  <p>電線類地中化作業の現状（釈迦堂通り）</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>仲見世及び宿坊群の歴史的景観を阻害する電線類を地中化することで、門前町の沿道景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				
重点区域名称	善光寺・戸隠地区																																				
事業番号	ZI 2																																				
事業名	善光寺周辺地域電線類地中化事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成 17 年度～平成 32 年度																																				
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、電線類を地中化し、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り</p>  <p>電線類地中化作業の現状（釈迦堂通り）</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>仲見世及び宿坊群の歴史的景観を阻害する電線類を地中化することで、門前町の沿道景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				

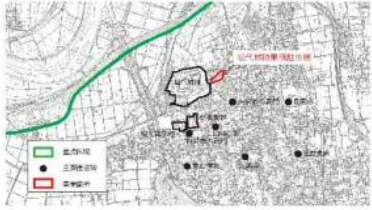

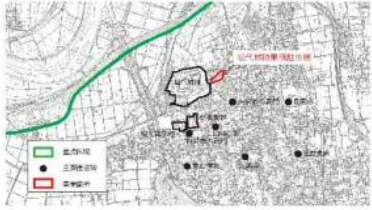

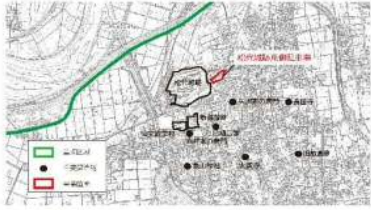

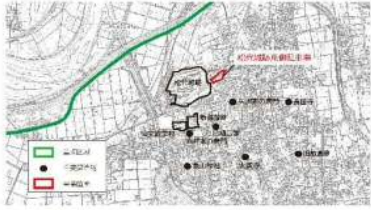

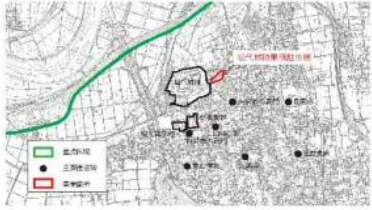

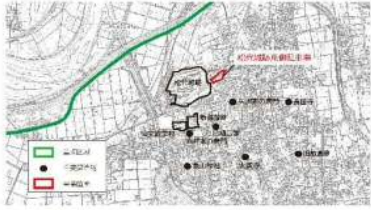

■新旧対照表

新	旧																		
<p>(P281)</p> <table border="1" data-bbox="369 435 947 1268"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>善光寺・戸隠地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>ZT 18</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>城山公園再整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 29 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>防災・安全社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>城山公園は善光寺に隣接しているため、周囲の歴史的景観に配慮するとともに、バリアフリーにも配慮するなど、多くの人が訪れやすい公園となるよう周辺環境と一体的に整備を行う。</p> <p>また、地域防災計画に位置付けられた広域避難所として、防災機能の強化を図る。</p>  <p>善光寺と城山公園及び長野県信濃美術館</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>善光寺周辺の眺望景観にも大きく影響する城山公園を、周囲の歴史的景観に配慮した整備を行うことで、善光寺と周辺環境が一体となった良好な景観が形成され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	善光寺・戸隠地区	事業番号	ZT 18	事業名	城山公園再整備事業	事業主体	長野市	事業期間	平成 29 年度～平成 32 年度	支援事業名	防災・安全社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	事業箇所		事業概要	<p>城山公園は善光寺に隣接しているため、周囲の歴史的景観に配慮するとともに、バリアフリーにも配慮するなど、多くの人が訪れやすい公園となるよう周辺環境と一体的に整備を行う。</p> <p>また、地域防災計画に位置付けられた広域避難所として、防災機能の強化を図る。</p>  <p>善光寺と城山公園及び長野県信濃美術館</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺周辺の眺望景観にも大きく影響する城山公園を、周囲の歴史的景観に配慮した整備を行うことで、善光寺と周辺環境が一体となった良好な景観が形成され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">【新規項目として追加】</p>
重点区域名称	善光寺・戸隠地区																		
事業番号	ZT 18																		
事業名	城山公園再整備事業																		
事業主体	長野市																		
事業期間	平成 29 年度～平成 32 年度																		
支援事業名	防災・安全社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）																		
事業箇所																			
事業概要	<p>城山公園は善光寺に隣接しているため、周囲の歴史的景観に配慮するとともに、バリアフリーにも配慮するなど、多くの人が訪れやすい公園となるよう周辺環境と一体的に整備を行う。</p> <p>また、地域防災計画に位置付けられた広域避難所として、防災機能の強化を図る。</p>  <p>善光寺と城山公園及び長野県信濃美術館</p>																		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺周辺の眺望景観にも大きく影響する城山公園を、周囲の歴史的景観に配慮した整備を行うことで、善光寺と周辺環境が一体となった良好な景観が形成され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																		

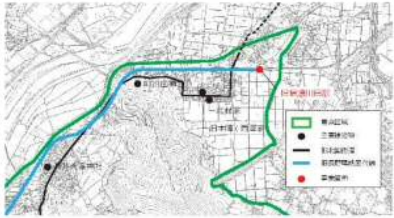

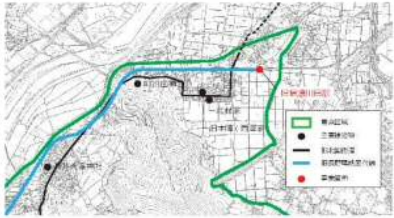

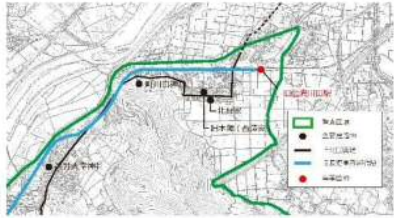

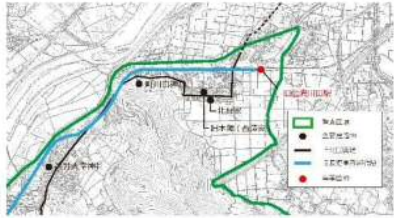

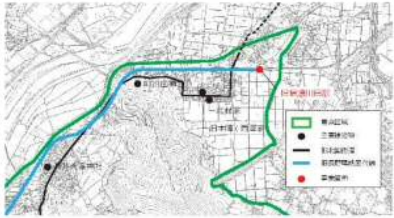

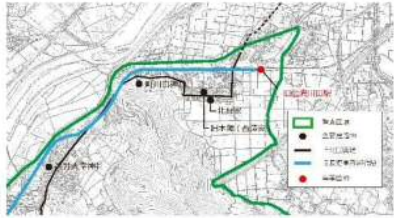

■新旧対照表

新	旧																																				
<p>(P292)</p> <table border="1"> <tr><td>重点区域名称</td><td>松代・若穂川田地区</td></tr> <tr><td>事業番号</td><td>MK11</td></tr> <tr><td>事業名</td><td>旧松代駅舎保存活用事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>長野市</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～平成34年度</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業箇所</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>大正11年（1922）建築の旧長野電鉄屋形松代駅の駅舎を、来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。  現在の松代駅舎</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td>松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、地域の歴史的建築物の一つである駅舎を、松代地域に不足している来訪者への案内拠点として再整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	重点区域名称	松代・若穂川田地区	事業番号	MK11	事業名	旧松代駅舎保存活用事業	事業主体	長野市	事業期間	平成25年度～平成34年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	大正11年（1922）建築の旧長野電鉄屋形松代駅の駅舎を、来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。  現在の松代駅舎	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、地域の歴史的建築物の一つである駅舎を、松代地域に不足している来訪者への案内拠点として再整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P287)</p> <table border="1"> <tr><td>重点区域名称</td><td>松代・若穂川田地区</td></tr> <tr><td>事業番号</td><td>MK11</td></tr> <tr><td>事業名</td><td>旧松代駅舎保存活用事業</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>長野市</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成25年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業箇所</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>大正11年（1922）建築の旧長野電鉄屋形松代駅の駅舎を、来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。  現在の松代駅舎</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td>松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、地域の歴史的建築物の一つである駅舎を、松代地域に不足している来訪者への案内拠点として再整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	重点区域名称	松代・若穂川田地区	事業番号	MK11	事業名	旧松代駅舎保存活用事業	事業主体	長野市	事業期間	平成25年度～平成32年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	大正11年（1922）建築の旧長野電鉄屋形松代駅の駅舎を、来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。  現在の松代駅舎	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、地域の歴史的建築物の一つである駅舎を、松代地域に不足している来訪者への案内拠点として再整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
重点区域名称	松代・若穂川田地区																																				
事業番号	MK11																																				
事業名	旧松代駅舎保存活用事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成25年度～平成34年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	大正11年（1922）建築の旧長野電鉄屋形松代駅の駅舎を、来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。  現在の松代駅舎																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、地域の歴史的建築物の一つである駅舎を、松代地域に不足している来訪者への案内拠点として再整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																				
重点区域名称	松代・若穂川田地区																																				
事業番号	MK11																																				
事業名	旧松代駅舎保存活用事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成25年度～平成32年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	大正11年（1922）建築の旧長野電鉄屋形松代駅の駅舎を、来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。  現在の松代駅舎																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、地域の歴史的建築物の一つである駅舎を、松代地域に不足している来訪者への案内拠点として再整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																				



















■新旧対照表

新	旧																																				
<p>(P293)</p> <table border="1" data-bbox="365 435 943 1193"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>松代・若穂川田地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>MK12</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>松代城跡東側駐車場整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 34 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、旧長野電鉄屋代線の敷地のうち、史跡松代城跡東側の一部にアクセス駐車場を整備する。</p>  <p>アクセス駐車場予定地</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>旧長野電鉄屋代線松代駅周辺は、松代の中心市街地であるとともに、史跡松代城跡、史跡新御殿跡、史跡旧文武学校をはじめ、数多くの文化財が集積する地域で、松代地域の観光拠点でもある。長野電鉄屋代線が廃線となり、これまで以上に自動車を利用した来訪者の増加が懸念されることから、本事業によって、これら史跡等の東側に駐車場を整備することで、中心市街地への自動車流入を一定量抑えることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	松代・若穂川田地区	事業番号	MK12	事業名	松代城跡東側駐車場整備事業	事業主体	長野市	事業期間	平成 25 年度～平成 34 年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、旧長野電鉄屋代線の敷地のうち、史跡松代城跡東側の一部にアクセス駐車場を整備する。</p>  <p>アクセス駐車場予定地</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧長野電鉄屋代線松代駅周辺は、松代の中心市街地であるとともに、史跡松代城跡、史跡新御殿跡、史跡旧文武学校をはじめ、数多くの文化財が集積する地域で、松代地域の観光拠点でもある。長野電鉄屋代線が廃線となり、これまで以上に自動車を利用した来訪者の増加が懸念されることから、本事業によって、これら史跡等の東側に駐車場を整備することで、中心市街地への自動車流入を一定量抑えることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P288)</p> <table border="1" data-bbox="1290 435 1868 1193"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>松代・若穂川田地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>MK12</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>松代城跡東側駐車場整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、旧長野電鉄屋代線の敷地のうち、史跡松代城跡東側の一部にアクセス駐車場を整備する。</p>  <p>アクセス駐車場予定地</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>旧長野電鉄屋代線松代駅周辺は、松代の中心市街地であるとともに、史跡松代城跡、史跡新御殿跡、史跡旧文武学校をはじめ、数多くの文化財が集積する地域で、松代地域の観光拠点でもある。長野電鉄屋代線が廃線となり、これまで以上に自動車を利用した来訪者の増加が懸念されることから、本事業によって、これら史跡等の東側に駐車場を整備することで、中心市街地への自動車流入を一定量抑えることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	松代・若穂川田地区	事業番号	MK12	事業名	松代城跡東側駐車場整備事業	事業主体	長野市	事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、旧長野電鉄屋代線の敷地のうち、史跡松代城跡東側の一部にアクセス駐車場を整備する。</p>  <p>アクセス駐車場予定地</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧長野電鉄屋代線松代駅周辺は、松代の中心市街地であるとともに、史跡松代城跡、史跡新御殿跡、史跡旧文武学校をはじめ、数多くの文化財が集積する地域で、松代地域の観光拠点でもある。長野電鉄屋代線が廃線となり、これまで以上に自動車を利用した来訪者の増加が懸念されることから、本事業によって、これら史跡等の東側に駐車場を整備することで、中心市街地への自動車流入を一定量抑えることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
重点区域名称	松代・若穂川田地区																																				
事業番号	MK12																																				
事業名	松代城跡東側駐車場整備事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成 25 年度～平成 34 年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、旧長野電鉄屋代線の敷地のうち、史跡松代城跡東側の一部にアクセス駐車場を整備する。</p>  <p>アクセス駐車場予定地</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧長野電鉄屋代線松代駅周辺は、松代の中心市街地であるとともに、史跡松代城跡、史跡新御殿跡、史跡旧文武学校をはじめ、数多くの文化財が集積する地域で、松代地域の観光拠点でもある。長野電鉄屋代線が廃線となり、これまで以上に自動車を利用した来訪者の増加が懸念されることから、本事業によって、これら史跡等の東側に駐車場を整備することで、中心市街地への自動車流入を一定量抑えることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				
重点区域名称	松代・若穂川田地区																																				
事業番号	MK12																																				
事業名	松代城跡東側駐車場整備事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、旧長野電鉄屋代線の敷地のうち、史跡松代城跡東側の一部にアクセス駐車場を整備する。</p>  <p>アクセス駐車場予定地</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧長野電鉄屋代線松代駅周辺は、松代の中心市街地であるとともに、史跡松代城跡、史跡新御殿跡、史跡旧文武学校をはじめ、数多くの文化財が集積する地域で、松代地域の観光拠点でもある。長野電鉄屋代線が廃線となり、これまで以上に自動車を利用した来訪者の増加が懸念されることから、本事業によって、これら史跡等の東側に駐車場を整備することで、中心市街地への自動車流入を一定量抑えることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				

■新旧対照表

新	旧																																				
<p>(P297)</p> <table border="1" data-bbox="365 435 945 1222"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>松代・若穂川田地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>MK16</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>旧信濃川田駅保存活用事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 34 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>川田宿には、地域の歴史や文化を伝えるための施設が不足しているとともに、大通りから離れたところに歴史的まちなみが形成されているため、歴史的まちなみへの案内が不足している。本事業は、川田における歴史的建造物の一つである大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線信濃川田駅の駅舎を、川田宿の歴史を伝える資料館及び来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p>旧信濃川田駅舎</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御社祭などの伝統的な祭礼に関連する説明をする場として、同じく歴史的建造物の一つである旧信濃川田駅の駅舎を利活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	松代・若穂川田地区	事業番号	MK16	事業名	旧信濃川田駅保存活用事業	事業主体	長野市	事業期間	平成 25 年度～平成 34 年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>川田宿には、地域の歴史や文化を伝えるための施設が不足しているとともに、大通りから離れたところに歴史的まちなみが形成されているため、歴史的まちなみへの案内が不足している。本事業は、川田における歴史的建造物の一つである大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線信濃川田駅の駅舎を、川田宿の歴史を伝える資料館及び来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p>旧信濃川田駅舎</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御社祭などの伝統的な祭礼に関連する説明をする場として、同じく歴史的建造物の一つである旧信濃川田駅の駅舎を利活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P292)</p> <table border="1" data-bbox="1290 435 1870 1222"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>松代・若穂川田地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>MK16</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>旧信濃川田駅保存活用事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>川田宿には、地域の歴史や文化を伝えるための施設が不足しているとともに、大通りから離れたところに歴史的まちなみが形成されているため、歴史的まちなみへの案内が不足している。本事業は、川田における歴史的建造物の一つである大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線信濃川田駅の駅舎を、川田宿の歴史を伝える資料館及び来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p>旧信濃川田駅舎</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御社祭などの伝統的な祭礼に関連する説明をする場として、同じく歴史的建造物の一つである旧信濃川田駅の駅舎を利活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	松代・若穂川田地区	事業番号	MK16	事業名	旧信濃川田駅保存活用事業	事業主体	長野市	事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>川田宿には、地域の歴史や文化を伝えるための施設が不足しているとともに、大通りから離れたところに歴史的まちなみが形成されているため、歴史的まちなみへの案内が不足している。本事業は、川田における歴史的建造物の一つである大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線信濃川田駅の駅舎を、川田宿の歴史を伝える資料館及び来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p>旧信濃川田駅舎</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御社祭などの伝統的な祭礼に関連する説明をする場として、同じく歴史的建造物の一つである旧信濃川田駅の駅舎を利活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
重点区域名称	松代・若穂川田地区																																				
事業番号	MK16																																				
事業名	旧信濃川田駅保存活用事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成 25 年度～平成 34 年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>川田宿には、地域の歴史や文化を伝えるための施設が不足しているとともに、大通りから離れたところに歴史的まちなみが形成されているため、歴史的まちなみへの案内が不足している。本事業は、川田における歴史的建造物の一つである大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線信濃川田駅の駅舎を、川田宿の歴史を伝える資料館及び来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p>旧信濃川田駅舎</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御社祭などの伝統的な祭礼に関連する説明をする場として、同じく歴史的建造物の一つである旧信濃川田駅の駅舎を利活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				
重点区域名称	松代・若穂川田地区																																				
事業番号	MK16																																				
事業名	旧信濃川田駅保存活用事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>川田宿には、地域の歴史や文化を伝えるための施設が不足しているとともに、大通りから離れたところに歴史的まちなみが形成されているため、歴史的まちなみへの案内が不足している。本事業は、川田における歴史的建造物の一つである大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線信濃川田駅の駅舎を、川田宿の歴史を伝える資料館及び来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p>旧信濃川田駅舎</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御社祭などの伝統的な祭礼に関連する説明をする場として、同じく歴史的建造物の一つである旧信濃川田駅の駅舎を利活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				

■新旧対照表

新	旧																																				
<p>(P309)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>鬼無里地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>K4</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>松巖寺経蔵保存修理事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>松巖寺</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成28年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>寛政7年（1795）の建立とされる松巖寺経蔵（市指定有形文化財）は、中に八角輪蔵があり、数多くの経曲が収められている。経年による劣化や平成26年11月に発生した長野県神城断層地震による被災で破損した経蔵の保存修理を行うことにより、その文化的価値を保全し、同時に観光拠点・生涯学習の場として活用ができるようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">松巖寺経蔵（全景） 松巖寺経蔵（破損部）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、その境内には、経蔵のほか歴史的風致形成建造物に指定した観音堂がある。このような地区の歴史的景観を構成する施設の一つとなっている経蔵を保存修理することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	鬼無里地区	事業番号	K4	事業名	松巖寺経蔵保存修理事業	事業主体	松巖寺	事業期間	平成28年度～平成29年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>寛政7年（1795）の建立とされる松巖寺経蔵（市指定有形文化財）は、中に八角輪蔵があり、数多くの経曲が収められている。経年による劣化や平成26年11月に発生した長野県神城断層地震による被災で破損した経蔵の保存修理を行うことにより、その文化的価値を保全し、同時に観光拠点・生涯学習の場として活用ができるようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">松巖寺経蔵（全景） 松巖寺経蔵（破損部）</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、その境内には、経蔵のほか歴史的風致形成建造物に指定した観音堂がある。このような地区の歴史的景観を構成する施設の一つとなっている経蔵を保存修理することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P304)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>鬼無里地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>K4</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>松巖寺経蔵保存修理事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>松巖寺</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成28年度～平成29年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>寛政7年（1795）の建立とされる松巖寺経蔵（市指定有形文化財）は、中に八角輪蔵があり、数多くの経曲が収められている。経年による劣化や平成26年11月に発生した長野県神城断層地震による被災で破損した経蔵の保存修理を行うことにより、その文化的価値を保全し、同時に観光拠点・生涯学習の場として活用ができるようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">松巖寺経蔵（全景） 松巖寺経蔵（破損部）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、その境内には、経蔵のほか歴史的風致形成建造物に指定した観音堂がある。このような地区の歴史的景観を構成する施設の一つとなっている経蔵を保存修理することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	鬼無里地区	事業番号	K4	事業名	松巖寺経蔵保存修理事業	事業主体	松巖寺	事業期間	平成28年度～平成29年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>寛政7年（1795）の建立とされる松巖寺経蔵（市指定有形文化財）は、中に八角輪蔵があり、数多くの経曲が収められている。経年による劣化や平成26年11月に発生した長野県神城断層地震による被災で破損した経蔵の保存修理を行うことにより、その文化的価値を保全し、同時に観光拠点・生涯学習の場として活用ができるようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">松巖寺経蔵（全景） 松巖寺経蔵（破損部）</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、その境内には、経蔵のほか歴史的風致形成建造物に指定した観音堂がある。このような地区の歴史的景観を構成する施設の一つとなっている経蔵を保存修理することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
重点区域名称	鬼無里地区																																				
事業番号	K4																																				
事業名	松巖寺経蔵保存修理事業																																				
事業主体	松巖寺																																				
事業期間	平成28年度～平成29年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>寛政7年（1795）の建立とされる松巖寺経蔵（市指定有形文化財）は、中に八角輪蔵があり、数多くの経曲が収められている。経年による劣化や平成26年11月に発生した長野県神城断層地震による被災で破損した経蔵の保存修理を行うことにより、その文化的価値を保全し、同時に観光拠点・生涯学習の場として活用ができるようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">松巖寺経蔵（全景） 松巖寺経蔵（破損部）</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、その境内には、経蔵のほか歴史的風致形成建造物に指定した観音堂がある。このような地区の歴史的景観を構成する施設の一つとなっている経蔵を保存修理することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				
重点区域名称	鬼無里地区																																				
事業番号	K4																																				
事業名	松巖寺経蔵保存修理事業																																				
事業主体	松巖寺																																				
事業期間	平成28年度～平成29年度																																				
支援事業名	市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>寛政7年（1795）の建立とされる松巖寺経蔵（市指定有形文化財）は、中に八角輪蔵があり、数多くの経曲が収められている。経年による劣化や平成26年11月に発生した長野県神城断層地震による被災で破損した経蔵の保存修理を行うことにより、その文化的価値を保全し、同時に観光拠点・生涯学習の場として活用ができるようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">松巖寺経蔵（全景） 松巖寺経蔵（破損部）</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、その境内には、経蔵のほか歴史的風致形成建造物に指定した観音堂がある。このような地区の歴史的景観を構成する施設の一つとなっている経蔵を保存修理することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																				

■新旧対照表

新	旧
<p>(P319)</p> <p>資料編 -国・県・市指定等文化財一覧- (平成 30 年 (2018) 3 月現在)</p> <p>※指定区分別の文化財件数一覧は、46 頁参照</p> <p>- 319 -</p>	<p>(P313)</p> <p>資料編 -国・県・市指定等文化財一覧- (平成 29 年 (2017) 3 月現在)</p> <p>※指定区分別の文化財件数一覧は、46 頁参照</p> <p>- 313 -</p>

